「郡山市いのち支える行動計画」 令和6(2024)年度評価報告

~「ウェルビーイング」の実現を目指して~

SUSTAINABLE GOALS



令和7(2025)年9月 郡山市

目 次

1	本計画の目指すもの		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1
2	令和6(2024)年度の	主な	毛乳	€抗	内]容	!		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2
3	本市の自殺の現状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 5
4	本市の自殺の特徴	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 7
5	評価	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 14
6	今後の課題について	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 18
7	施策の体系図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 19
8	郡山市いのち支える	行重	計	一画	Ī	進	捗	状	況	,													
	(1) 4つの基本施	策•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 20
	(2) 6つの重点施	策•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 28
考資	[半斗																						
自	殺の危機経路図(自義	役に	至	る	可f	能怕	生化	り	事し	,\糸	圣足	各)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 40
郡	『山市いのち支える行動	加計	画	Γ	自?	死	LE	目系	少」	F	目記	吾の	DΕ	用し	ハフ	5(<u> </u>	Dί	٦٦,	7	•	•	• 41
郡	山市自殺対策基本条例	间 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 43
郡	以 山市自殺対策推進庁P	梦	員:	会	设	置	更約	岡		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 47

「郡山市いのち支える行動計画」

令和 6 (2024)年度評価報告

令和7(2025)年9月

郡山市自殺対策基本条例(平成 29 年郡山市条例第 36 号)第 20 条により、本市における自殺の概要及び「郡山市いのち支える行動計画」(平成 31(2019)年3月策定、令和 6(2024)年3月改訂)に基づく、施策の「令和 6(2024)年度実施状況」及び「評価」について報告します。

1 本計画の目指すもの

「誰一人自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、令和 4 (2022)年 10 月 14 日に閣議決定した「自殺総合対策大綱※」において、国は、令和 8 (2026)年までに人口 10 万人当たりの自殺者数(以下「自殺死亡率」という。)を平成 27(2015)年と比較して、30%以上減少させることを目標にしています。

これを踏まえ、本市では国や県と方向性を同じくし、「平成 27(2015)年の自殺死 亡率:19.1」を令和 7(2025)年までに、30%以上減少させることを目指しています。

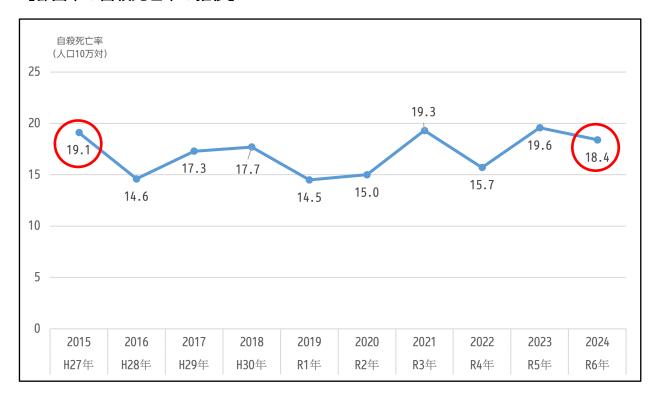
※自殺対策基本法・自殺総合対策大網については、厚生労働省HPを参照



【計画の目標である自殺死亡率】

	平成 17 年 (2005 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
自殺死亡率			暫定値	目標値
(人口10万人	29.8	19.1	18.4	12 /
当たりの自殺者数)			10.4	13.4

【郡山市の自殺死亡率の推移】



※出典:2015年~2023年 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成 2024年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に郡山市作成 ※各年の値は、1月から12月までの集計結果

・計画の目標となる自殺死亡率は、令和2(2020)年まで減少傾向にありましたが、 コロナ禍の令和3(2021)年に急激に増加した経過があります。令和6(2024)年も高い水準 となっています。

2 令和6(2024)年度の主な実施内容

6 月

(1)SOS の出し方・受け取り方教室の開催

こども・若者の自殺対策を更に推進するため、6月27日から順次市立中学校3年生・ 義務教育学校9年生及び市立小学校6年生を対象に、命の大切さ・尊さ、SOSの出し 方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含む心の健康の保持に係る教室を実施しま した。合計32校、生徒・児童3,234人、教員223人が受講しました。

(2)郡山市自殺対策推進庁内委員会

8 目 自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、8月2日に第1回委員会を書面で開催し、「郡山市いのち支える行動計画(改訂版)」の基本施策の指標変更と計画の定性的評価の導入について協議を行うとともに、「郡山市いのち支える行動計画」令和5(2023)年度評価報告を行いました。また、11月22日に第2回委員会を書面で開催し、計画の定性的評価について協議を行いました。

(3)ゲートキーパー養成研修の開催

9月5日に福島県立郡山高等学校で若年層向けゲートキーパー養成研修を開催しました。

その後、若年層向けのゲートキーパー養成研修は、市内専修学校 2 校、大学 1 校で開催し、延べ 320 名の参加がありました。

(4)自殺予防パネル展

9月4日から12日まで、国の自殺予防週間及び県の自殺対策強化月間に合わせて、ザ・モール郡山店と郡山市中央公民館及び中央図書館で自殺予防パネル展を開催しました。



ザ・モール郡山店での展示の様子

(5)自殺予防街頭キャンペーン(官民協奏)

9月9日午前7時から郡山駅西口駅前広場で、郡山駅を利用する通勤・通学者向けに、自殺対策啓発グッズを2,500部配布しました。

キャンペーンは、郡山市セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会、福島県理 容生活衛生同業組合郡山支部、JT(日本たばこ産業株式会社)、人権擁護委員、福島いのち の電話、郡山市男女共同参画課、セーフコミュニティ課から 37 名の協力を得て、官民協 奏により実施しました。



自殺予防街頭キャンペーンの様子



自殺予防街頭キャンペーン参加者

(6)自殺予防講演会の開催

10月10日に郡山市保健所大ホールで、医療・福祉・教育など支援者を対象として「自殺未遂者支援に関する講演会」を開催しました。日本医科大学付属病院精神神経科 精神保健福祉士 大髙 靖史氏を講師に招き、43名の参加がありました。



自殺未遂者支援に関する講演会の様子

11 月

10月

11月6日に郡山市役所特別会議室で、市民等こおりやま広域圏自治体にお住いの方を対象として、ゲートキーパー養成研修を開催しました。福島県医科大学医学部 災害こころの医学講座 准教授 瀬藤 乃理子氏を講師に招き、85名の参加がありました。【こおりやま広域

圏連携事業】

その他、民生委員等を対象としたゲートキーパー 養成研修を計8回開催し、延べ218名の参加があり ました。



市民向けゲートキーパー養成研修会の様子

12月4日から12月10日まで、郡山市男女共同参画センターが企画する人権擁護月間普及啓発事業に合わせて、郡山市民プラザでパネル展を開催しました。

1月28日に郡山市保健所大ホールで、医療・福祉・教育など支援者を対象として若年層の自殺予防に関する講演会を開催しました。福島県立医科大学看護学部小児・精神看護学部門 講師 佐藤 利憲氏を講師に招き、36名の参加がありました。【こおりやま広域圏連携事業】



若年層の自殺予防に関する講演会の様子

2月 14 日には、郡山市役所特別会議室で、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 認知行動療法センター特別研究員 横山 知加氏を講師に招き、市民・支援者向けに自殺予防講演会を開催し、32 名の参加がありました。



市民・支援者向け自殺予防講演会の様子

2月28日から3月10日まで、国及び県の自殺対策強化月間に合わせて中央公民館、イオンタウン郡山店、中央図書館で自殺予防パネル展を開催しました。

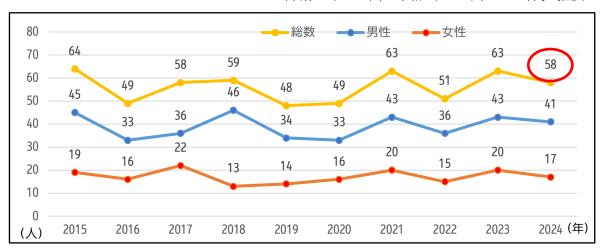


イオンタウン郡山店での展示の様子

3 本市の自殺の現状

(1)自殺者数・男女別自殺者数の推移

(平成 27(2015)年~令和 6(2024)年の 10 年間の推移)



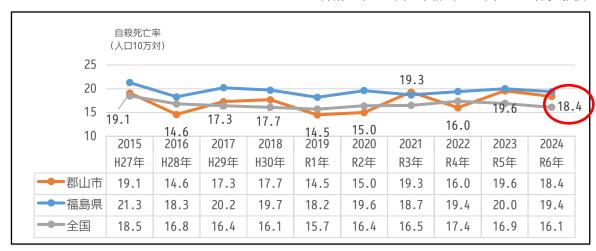
出典: 2015年~2023年 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成

2024年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に郡山市作成

- ・本市における自殺者数は、平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020)年まで減少傾向にありましたが、令和 3 (2021) 年に増加に転じ、その後は増減を繰り返しています。
- ・男女別の内訳では、男性の自殺者数が女性の自殺者数を上回っている状況が続いています。

(2)自殺死亡率の推移

(平成 27(2015)年~令和 6(2024)年の 10 年間の推移)



出典:2015年~2023年 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成

2024年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に郡山市作成

・本市の自殺死亡率は、令和2(2020)年には全国及び県を下回っていましたが、 令和3(2021)年にはいずれも上回りました。その後は、県を下回っている状況が 続いています。

(3)自殺者数における若年者(20歳未満)の割合の推移

(平成 27(2015)年~令和 6(2024)年の 10 年間の推移)



出典: 2015 年~2023 年 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成 2024 年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」を基に郡山市作成

- ・本市の自殺者数における若年者の割合は平成 27 (2015) 年以降減少傾向にあり、全国・県よりも下回っていましたが、令和 3(2021)年に増加に転じ、全国・県を大きく上回りました。
- ・ 令和 4 (2022)年にピークを迎え、令和 5 (2023)年以降は全国を下回っています。

4 本市の自殺の特徴

人口動態統計、自殺統計(警察庁自殺統計原票データに基づき厚生労働省自殺対策推進室から公表されている「地域における自殺の基礎資料」)及び厚生労働省の調査研究法人である、いのち支える自殺対策推進センターによる<u>「地域自殺実態</u>プロファイル 2024」の3種類の資料に基づき、本市で「自殺の現状」に関する各種データを作成しました。

「郡山市重点パッケージ」は「地域自殺実態プロファイル 2024」に基づき、記載しております。

郡山市重点パッケージ

高齢者、生活困窮者、勤務・経営

~いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2024」より~

現 状 郡山市の自殺者数

⇒令和元(2019)年から令和 5(2023)年までの 5年間合計: 296 人 (内訳: 男性 204 人、女性 92 人)

(1)本市の主な自殺の特徴

自殺者数5年計	上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の 危機経路
1位	男性60歳以上 無職同居	36	12.2%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ)+身体疾患→自殺
2位	男性40~59歳 有職同居	32	10.8%	配置転換→過労→職場の人間関係 の悩み+仕事の失敗→うつ状態→ 自殺
3位	女性60歳以上 無職同居	27	9.1%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位	男性20~39歳 有職同居	24	8.1%	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位	男性60歳以上 無職独居	20	6.8%	失業(退職) +死別・離別→うつ 状態→将来生活への悲観→自殺

出典:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2024」を基に郡山市作成

・本市の主な自殺の特徴として、「上位5区分」の「背景にある主な自殺の危機経路」では、失業・配置転換・人間関係等「仕事に関わる事案」から「うつ状態」になるケースが多い傾向にあります。

(2)本市の主な自殺の特徴上位5区分の比較

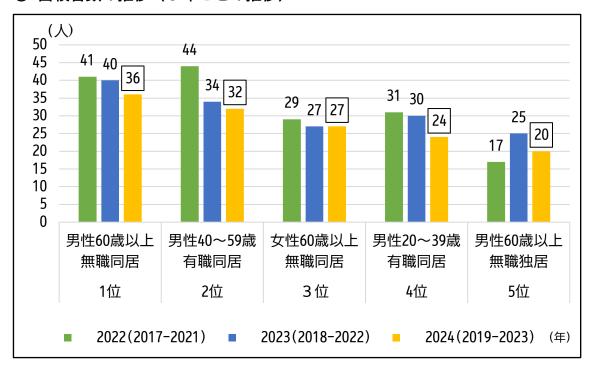
(過去3年の地域自殺実態プロファイルでの比較)

自殺者数 5年計	プロファイル2022 (2017~2021年)	プロファイル2023 (2018~2022年)	プロファイル2024 (2019~2023年)
1位	男性40~59歳有職同居	男性60歳以上無職同居	男性60歳以上無職同居
2位	男性60歳以上無職同居	男性40~59歳有職同居	男性40~59歳有職同居
3位	男性20~39歳有職同居	男性20~39歳有職同居	女性60歳以上無職同居
4位	女性60歳以上無職同居	女性60歳以上無職同居	男性20~39歳有職同居
5位	男性40~59歳無職同居	男性60歳以上無職独居	男性60歳以上無職独居

出典:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022~2024」を基に郡山市作成

- ・「男性 60 歳以上無職同居」と「男性 40~59 歳有職同居」は、1 位と 2 位を入れ 替えながら高止まりしており、男性に対する自殺対策が必要とされています。
- ・また、「女性 60 歳以上無職同居」が3位に浮上しており、女性への支援について 必要性が高まっています。

① 自殺者数の推移(5年ごとの推移)

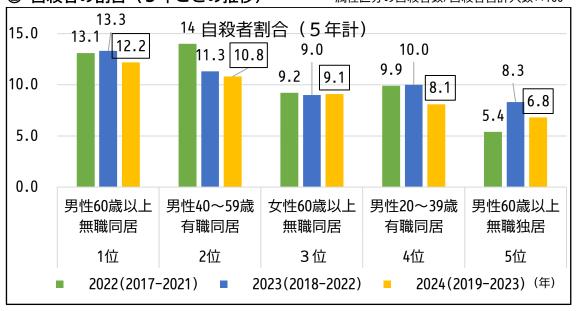


出典:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022~2024」を基に郡山市作成

・各世代の自殺者数は、減少もしくは横ばい傾向にあります。

② 自殺者の割合(5年ごとの推移)

属性区分の自殺者数/自殺者合計人数×100

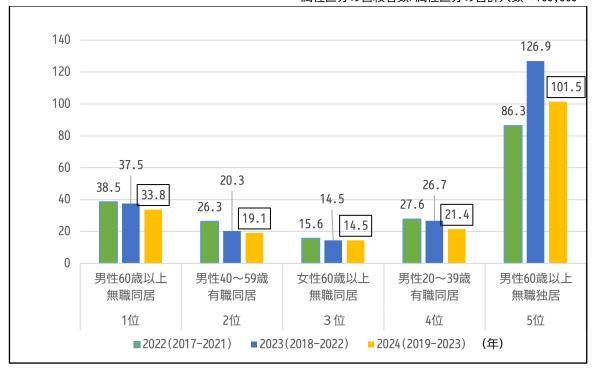


出典:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022~2024」を基に郡山市作成

各世代の自殺者数の割合は、減少もしくは横ばい傾向にあります。

③ 自殺死亡率(人口10万対)の推移

属性区分の自殺者数/属性区分の合計人数×100,000

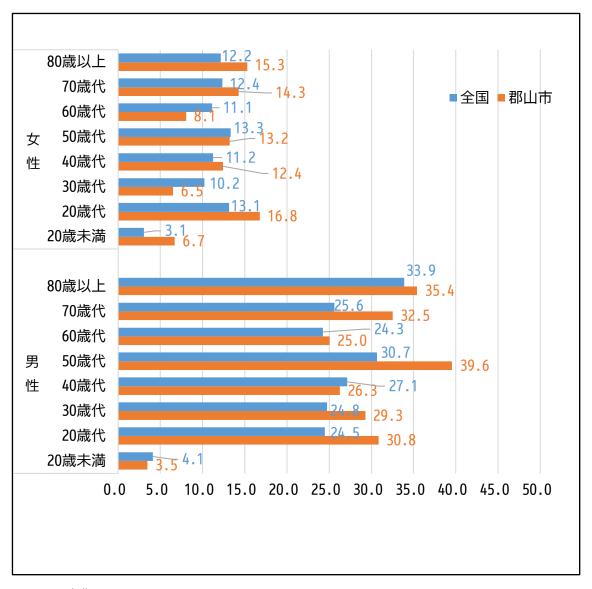


出典:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022~2024」を基に郡山市作成

・「男性 60 歳以上無職独居」は、本市の主な自殺の特徴 5 位ですが、自殺死亡率(人口 10 万対)でみると、各世代の自殺死亡率と比較して顕著に高い数値を示しており、高齢者への支援について必要性が高まっています。

(3)自殺者の性・年代別自殺死亡率(人口10万対)

(令和元(2019)年~令和5(2023)年の5年間の平均)

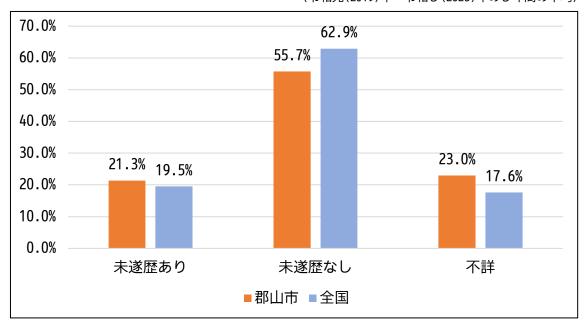


出典:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022~2024」を基に郡山市作成

- ・全国・郡山市ともに、20 歳未満を除く全ての年代で女性よりも男性の方が、自 殺死亡率が高い状況にあります。
- ・全国との比較では、郡山市の男性自殺死亡率は、20歳未満及び40歳代を除いた全ての年代で全国より高い状況にあります。
- ・郡山市の女性自殺死亡率も、全国比較で、30歳代、50歳代、60歳代以外は、 全国より高い状況にあります。
- ・郡山市の自殺死亡率を年代別にみると、男性では、50歳代が最も多く、次いで80歳以上、70歳代、20歳代の順に高い状況にあります。女性では、20歳代、80歳以上、70歳代、50歳代の順に高い状況にあります。
- ・若年者においては、20歳未満の女性が全国より倍以上高い状況にあります。

(4)自殺者における未遂歴の有無

(令和元(2019)年~令和5(2023)年の5年間の平均)



出典:いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022~2024」を基に郡山市作成

- ・自殺者における「未遂歴あり」の方は、全国が 19.5%、郡山市が 21.3%で、 郡山市は全国と比較し、1.8 ポイント高い状況にあります。
- ・郡山市の「未遂歴あり」の方は、「未遂歴なし」の方の約 1/3 になります。

(5)本市の年代別死因順位(全死因から疾病・その他の不慮の事故を除く)

(令和元(2019)年~令和5(2023)年の5年間の累計)

年齢層	1位		2 位		3 位	
10 代	自殺	14人	交通事故	3人		
20代	自殺	32人	交通事故	4人	窒息	3人
30代	自殺	33 人	交通事故	4人	窒息 中毒	2人 2人
40 代	自殺	43 人	交通事故	5人	窒息	3人
50 代	自殺	50 人	交通事故	6人	転倒・転落	5人
30 10	日权	30 八	火災	6人	料的。料冷	37
60 代	自殺	36 人	溺死・溺水	10 人	交通事故	8人
00 10	日松	30 /	窒息	10 人	転倒・転落	8人
70 代	自殺	36 人	窒息	19 人	転倒・転落 溺死・溺水	16 人 16 人
80 代	転倒・転落	43 人	窒息	38 人	溺死・溺水	37 人
90 代以上	転倒・転落	51 人	窒息	31 人	溺死・溺水	6人
全年齢	自殺	274 人	転倒・転落	126 人	窒息	110 人

出典:2019~2023 厚生労働省「人口動態統計」を基に郡山市作成

- ・本市の年代別死因順位(令和元(2019)年~令和5(2023)年の5年間の累計)では、全死因から疾病・その他の不慮の事故を除いた外的要因による死因で、「10~70歳代」と幅広い年齢層で自殺が1位を占めています。
- ・10代20代の若年層の自殺者数は、自殺者数総数の16.8%を占めています。

5 評価

(1)年度評価の考え方

「郡山市いのち支える行動計画」(改訂版)において、実施事業を適正に評価・検証するため、施策ごとに評価指標を設定し、取組事業の成果を定量的に評価することとしました。

また、令和6(2024)年度から基本及び重点施策に位置付けられた各事業が「郡山市いのち支える行動計画」の基本理念及び目標実現の一翼を担っていることを再認識するために、定性的に評価を実施しました。

(2)定量的評価の評価方法

定量的に評価可能な評価指標 15 項目について、目標値令和 7 (2025)年度と比較して達成割合を「S」~「D」の 5 段階で評価しました。

				《評	価・達成度》				
S	100%	٨	100%未満	В	90%未満	_	80%未満	_	50%未満
	以上	A	~90%	D	~80%	C	~50%	U	30%不何

【基本施策・重点施策 評価指標による定量的評価】

施策	目標項目	中間評価・計画改訂時 2022 年度	2023 年度	2024 年度	目標値 2025 年度	進捗状況 目標値に対す る達成度%	判定
【基本施策1】 地域におけるネッ	セーフコミュニティの認 知度	43.20 %	43.20 %	46.70 %	45.00 %	103.8 %	S
トワークの強化	民生委員の訪問・連絡活 動件数	74,490 件	75,638 件	76,208 件	71,500 件	106.6 %	S
【基本施策2】 自殺対策を支える 人材の育成	ゲートキーパー養成研修 参加者数	1,222 人	867人	538人	400人	134.5 %	S
【基本施策3】 市民への啓発と周 知	自殺に対する相談窓口の 認知率	68.30 %	68.30 %	72.60 %	70%	103.7 %	S
【基本施策4】	精神科医、精神保健福祉 士等による電話、来所相 談件数	387人	363人	351人	300人	117.0 %	S
生きることの促進要因への支援	市民の文化・スポーツ活 動団体数	210 団 体	184 団 体	181 団 体	227 団 体	79.7%	С
	音楽・文化イベント参加 者数	186,229 人 (2018)	44,549 人	46,187 人	187,000 人	25%	D

施策	目標項目	中間評価・計画改訂時 2022 年度	2023 年度	2024 年度	目標値 2025 年度	進捗状況 目標値に対す る達成度%	判定
【重点施策1】 勤務・経営問題に	市内有効求人倍率	1.73	1.67	1.46	※目標値 の設定無 し	_	_
対する自殺対策の推進	新規高等学校卒業就職者 の県内企業への就職率	99.60 %	99.40 %	99.50 %	100%	99.5%	Α
	通いの場の登録者数	2,500 人	2,360 人	2,315 人	3,962 人	58.4%	С
	介護サービス提供事業所 数	156ヶ 所	173ヶ 所	174ヶ 所	211ヶ 所	82.5%	В
【重点施策2】	認知症高齢者SOS見守 りネットワーク連絡会参 加団体数	119団	124 団 体	126 団 体	135 団 体	93.3%	А
高齢者支援の充実	郡山市の健康寿命	男性: 79.84 歳 女性: 84.37 歳 (2020)	男性: 79.51 歳 女性: 84.11 歳 (2021)	男性: 79.41 歳 女性: 84.20 歳 (2022)	平均寿命 の増加を 上回る健 康寿命の 増加	I	_
	65 歳以上で要支援以上 の認定を受けていない方 の割合	81.70 %	81.80 %	81.49 %	76.30 %	106.8 %	S
	生活保護世帯の割合	1.98%	1.98%	2.03%	※目標値 の設定無 し	-	_
【重点施策3】	借金問題相談者数	215件	266件	293件	※目標値 の設定無 し	_	_
生活困窮者支援の 充実	生活保護受給者等の一体 的就労支援事業における 就職率	78.5%	67.2%	69.0%	※目標値 の設定無 し	_	_
	自立相談支援事業におけ る相談者のプラン作成件 数	75 件	51件	72 件	131件	54.9%	С
	市立学校いじめ認知件数	2,027 件	1,986 件	1,605 件	※目標値 の設定無 し		_
【重点施策4】 子ども・若者支援 の充実	自分にはよいところがあ ると思う市内児童生徒の 割合	小学校 76.1% 学校 74.4%	小学校 82.2% 中学校 78.6%	小学校 83.5% 中学校 83.4%	全国学力 状況調査 の全国平 均を上回 る	_	_
	将来の夢や目標を持って いる市内児童生徒の割合	小学校 81.1% 中学校 69.3%	小学校 84.7% 中学校 69.8%	小学校 83.3 中学校 68.7%	全国学力 状況調査 の全国平 均を上回 る	_	_

施策	目標項目	中間評価・計画改訂時 2022 年度	2023 年度	2024 年度	目標値 2025 年度	進捗状況 目標値に対す る達成度%	判定
	民間企業における女性管 理職の割合	12%	労働基本 調査実施 なし	労働基本 調査実施 なし	30%	_	_
【重点施策5】	社会全体における男女の 地位が平均だと思う人の 割合	17.40 %	アンケー ト実施な し	16.70%	30%	55.7%	С
女性支援の充実	20~40 代の女性の就業割合	71.90 %	労働基本 調査実施 なし	労働基本 調査実施 なし	80%	1	_
	女性相談窓口への相談件 数	829件	1,055 件	903件	※目標値 の設定無 し	1	_
【重点施策6】 自殺未遂者・自死	自損行為の市内救急搬送 件数	105件	127件	146件	※目標値 の設定無 し	ı	_
遺族支援の充実	自殺未遂者支援研修の参 加人数	78人 ⁽²⁰²³⁾	78人	43人	80 人	53.8%	С

【評価指標:全27項目】目標値(2025年度)と比較して達成割合を区分

・S(100%以上) : 6項目

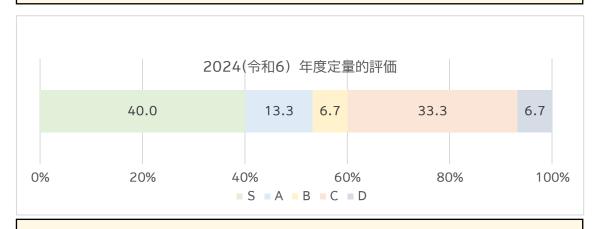
・A(100%未満~90%):2項目

・B (90%未満~80%) :1項目

・C(80%未満~50%) : 5項目

・D(50%未満) : 1項目

・評価できず(目標値の設定無し等):12項目



- 合計 15 項目

【定量的評価のまとめ】

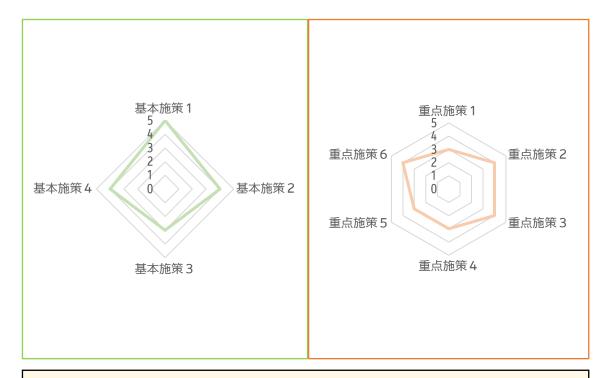
- ・令和6(2024)年度時点で目標値を90%以上達成した指標は、全体の約53%(8項目/15項目中)でした。
- ・一方で目標値の 50%未満の達成度である指標(1 項目/15 項目中)については、 集計方法を見直し、変更したことが影響しています。

(3) 定性的評価の評価方法

「郡山市いのち支える行動計画」の各施策(基本施策4項目、重点施策6項目)を、「各事業の実施状況」及び「実施状況に関する担当課評価」より、5段階で定性的に評価しました。

基本施策及び重点施策の達成状況をレーダーチャートで示し、取組みを強化すべき施策を明確化しました。

【基本施策・重点施策 定性的評価】



【定性的評価のまとめ】

- ・基本施策では、基本施策3「市民への啓発と周知」について、様々な機会を捉え取組を推進する必要があります。
- ・重点施策では、重点施策 1 「勤労・経営問題に対する自殺対策の推進」、重点施 策 4 「子ども・若者支援の充実」、重点施策 5 「女性支援の充実」への取組の強 化を図っていく必要性があります。

(4) 総括

- ・国の施策において、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施しなければならないとされています。包括的な支援を推進していくために、時代の変化を捉え庁内すべての部署が「自殺予防対策につながっている」という共通意識を持って取り組んでいく必要があります。
- ・自殺の現状及び特徴を「自殺対策推進庁内委員会」や「セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会」において分析を重ね、EBPMに基づき自殺対策を継続して実施していく必要があります。

6 今後の課題について

令和6(2024)年度の定量的評価・定性的評価の結果を踏まえ、今後重点的に取組むべき課題を以下の4点に整理しました。

課題	令和6(2024)年度の実施状況と今後の課題
課題 1 「市民への啓発・周知の推進」	 ・各課でキャンペーンの実施、教室や講演会等、知識の普及啓発に関する事業を実施している。 ・今後も継続して事業を実施していくとともに、市民一人ひとりが自殺対策の担い手になるよう、気づきと見守りを促すための取組みを強化する必要がある。
課題 2 「勤労・経営問題への対策」	・各課で就労支援や経営改善普及事業など、勤務・経営問題に対する事業を実施している。 ・今後は、庁内をはじめ、地域の企業等関連する機関との連携が課題である。また、職場におけるメンタルヘルス対策の推進を図り、職域でのゲートキーパー養成研修の開催等を検討していく必要がある。
課題 3 「子ども・若者への対策」	・各課で幼児期における保護者への子育て支援、学童期の「SOS の出し方教室」等児童・生徒への支援などの事業を実施している。 ・今後も継続して事業を実施していくとともに、庁内をはじめ、地域の関係機関と連携し若年層の自殺対策の推進を強化していく必要がある。そのために、SOS の出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた教育の充実を推進していく必要がある。
課題 4 「女性への対策」	・各課で妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施している。・今後も継続して事業を実施していくとともに、ライフステージに合わせてあらゆる世代の女性に対する包括的な自殺対策の支援強化が必要である。

7	体系に基づく取組一覧と担当所属	覧と担当所属						ш	具体的な取組に係る担当所属	な取り	組に	※る花	3当所		•	:事業担当課	刑	,		:関係課)	⊛					
体系図						₩ 毘	昳	11.0	縱		障がい	アア	型地			保健•	HE	まんい			母業			퐾	th)	۲ (
	基本方針	施策	施策の目標	具体的な取組	法務課	· Z C O 推進課	推進課パーション機関	マ <u> </u>	振興課務課	建福祉支援課	い福油課	長寿課推進課	感包括 保険課	上游紫 飘	政策課	· 感染症	つくり課国課	も総務企	も家庭課	御黙	策課集雇用	政策課	学習課公民館	進課飲教育	V ター ロ 研修	ンター教育支援
			セーフコミュニティの認知度	(1)セーフコミュニティをはじめ とした庁内・地域における連携・ ネットワークの強化	0	0	•	•	0	0	0	0	0	0	0	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生きることの包括的	1 地域におけるネット ワークの強化		(2)特定の問題に対する連携・ ネットワークの強化			•	0	•	0	0	0	0	0	0	•	0	0	0							
	な支援の推進		民生委員の訪問・連絡活動件数	(3)DXを活用した自殺の情報収集・分析				0							•	•										
		2 自殺対策を支える 人材の育成	ゲートキーパー養成研修参加者 数	市民・保健福祉分野専門職等を対 象とする研修の実施	0	0	0	0	0	0	•	0	0	0	0	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		本 施 3市民への啓発と周知 策	自殺に関する相談窓口の認知率	こころの健康づくり・生きること の支援について正しい知識の普及 啓発	0	0	•	0	0	0	0	0	0	0	0	•	0	0	0	0	0	0	0	0		0
√ 1	関連施策との連携に		精神科医、精神保健福祉士等による電話・平所相談数	(1)居場所・生きがいづくり				0	•	0	•	0	0	-		0	0	0	0	0	0	0	•	0	0	0
□殺□	よる終亡的な対象の展開	4生きることの	から 市民の文化・スポーツ活動団体	(2)相談体制の充実及び生活等に 係る包括的な支援	0	0	•	0		0	•	0	0	0		•	•	0	0		0	0		0		0
に追い		に重要因うの交通	数 音楽・文化イベント参加者数	(3) 概染症・自然災害(東日本大震 災及び東京電力福島第一原子力発電 所事故を含む)等により精神的負担 を抱えている方への支援	•	0							0			•										
込まれ	対応の段階に応じたてよっている対象の	1勤務・経営問題に対する自殺対策の推進	市内有効求人倍率 新規高等学校卒業就職者の県内 企業への就職率	勤務・経営問題による自殺リスク の低減に向けた支援・連携の強化	0	0		0		0	•					•					•					
را <u>س</u>	効果的な運動		通いの場の登録者数介護サービス提供事業所数																							
とのな		2 高齢者支援の充実	71歳7 認知症高齢者SOS見守りネット ワーク連絡会参加団体数 郡山市の健康寿命	高齢者の包括的支援のための連携 の推進			0	0	0	0	0	•	0	0	0	0	0					0	0	_		
6 :			◇ 兩 分 無 主 熊 旦 火 士												Ī	i										
いまた ご	実践と啓発を両輪として推進	3 生活因窮害支援の 充実	生活床農ビ帝の割合 借金問題相談者数 生活保護受給者等の一体的就労 支援事業における就職率 自立相談プラン作成件数	生活困難に陥った方への「生きる ことの包括的な支援」の強化	0		•	•	•	•	0		0	-		•		0	0	0		0		•		
2 # 0		新 4.7ども・丼者も郷	市立学校いじめ認知件数 自分にはよいところがあると思	(1)子ども・若者の悩み解消支援、居場所づくりの推進				0	0	0	0					•		•	•	•			•	0	•	•
ったま		の充実	う市内児童生徒の割合 将来の夢や目標を持っている市 内児童生徒の割合	(2)SOSの出し方に関する教育の実施 と教育推進のための連携強化				0	0					•		•		0	0				0	•	0	•
	関係者の役割の明確	5 女性支援の充実	民間企業における女性管理職の 割合 社会全体における男女の地位が 平等だと思う人の割合	女性のライフステージに合わせた 支援の弁実	0		•	0		0	0					•	0	0	•	0				0	0	0
	化と関係者による連携・協働の推進		20~40代の女性の就業割合女性相談窓口への相談件数																							
			自損行為の市内救急搬送件数	(1)医療機関・警察・消防等関係機関・庁内各課との連携				•	0	0	0	0	0	0	0	•	0	0	0					0	0	0
		6 自殺未遂者・自死 遺族支援の充実	# of 40 0 40 TT EX + 74 4/ + 78 4/	(2)自死遺族等に対する相談・支援の充実				0								•										
			目殺木遂者之援団修の参加人致	(3)誹謗中傷防止			0	0								•										

進捗状況確認表 【4つの基本施策 1~4】 郡山市いのち支える行動計画

Г				E > 2 ::	E	エン 原地 フロ ふち		0.11
	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価			・自殺予防対策委員会の開催および活動内容は、セーフコ ニュニティをはびめとした行列、地域における連携、ネットワークの強化に直結しているものである。 ・委員会の開催回数は予定数を上回っており、活動内容も 例本開催しているものほか、若省向け自殺予防のワーク ゴックの作成や大学でのパネル展示など、自殺予防対策に 有効である。	・自殺予防対策委員会の開催および活動内容は、セーフコミュティをはいめとした行為、地域のおける連携、ネットワークの強化に直結しているものである。 ・委員会の開催回数は予定数を上回っており、活動内容も若動しが使用し自殺予防の取り組みとしてワークブックの内容を成績制し次年基準制には作成見込となっており、自殺予防対策に有効である。	グリングガイドにおりやまは、外国人支援団体への間を取り顕著のもと、生活の必要を指揮を多質的でカナゲーにお願いの所にとして、外国人 住民の生活における一般でカング・イーに発売しの形式にとして、外国人 を発しては、対して、おいて、大田人 というの、それられません。 これの主要を表現した。 これの主要を表 のできた。 それられません。 これの主要を表現した。 これの主要を表 のできた。 それられません。 「日本の主命権ののは、これの主要を表 のよりについてを担づする。」 「日本の主命権の、日本の主命権ののがれて、これで から、2000年のは、アローション・マーマは、関係性の関係で、今日本人 の、大学業を力がについてできた。 「日本の主命権の、外国人も日本人 の、大学業を力がについてできた。」 「日本の主命権の、大国人をかく のは、全人が関係してきた。」 「日本の主命権の、日本の主命権の、日本人 を口がのしてきます。」 「日本の主命権の、日本の主命権の、日本人 を口がのしてきます。」 「日本の主命権の、日本人の主命を表現している。」 「日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権を表現した。 「日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命を、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命を、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の主命を、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命権の、日本の主命		・家族教室は、特定の問題に対する連携・ネットワークの 強化に寄与し、地域におけるネットワークの強化に有効な 事業である。
	令和 6 年度実施状況 (内容や実績など)			 ・自殺予防対策委員会:年7回開催 ・間山市いのち支える行動計画の改定に向けて意見交換 ト・例年開催している街頭キャンペーンやパネル展示を一緒・トーパラル ・若者向け自殺予防のワークブックを作成した。 ・ 折たに割山女子大学のサロンにおいて、自殺予防に関すするパネルを常設で展示することができた。 	・自殺予防対策委員会:年7回開催(推進会議1回含む) ・最景会の活動内容】 ・自殺予防の豊及啓熱のため9月の自殺対策週間(国)、 3月の自殺予防月間(県)に合わせて街頭キャンペーン ・活者し段表を一緒に行った。 ・若ものは自殺予防の取り組みとしてワークブックの作 を検討した。	- リピングガイドとおりや末		令和6年度 開催状況と参加人数 ②ひきこもり家族教室 4回(延52人) ③アルコール等家族教室6回(延30人)
	令和6年度の実施計画			・セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会は、 自殺が振てついての会議を在し間階省予る。 ・自殺予防の単及路発のため9月の自殺対策側間(国)、 3月の自殺予防月間(県)に合わせて街頭キャンペーンや パギル展示を一緒に行う。 ・イギ 西内 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	・セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会は、 自殺対策についての会議を在し同間催する。 自殺予防の署及路郊ため9月の自殺対策週間 ・1、主制の自殺予防月間(県)に合わせて街頭キャンペーンや パギカ原示を一緒に行う。 ・2、著高内は自殺予防の取り組みとしてワークブックの作成 を検討する。	・リビングガイドこおりやま内容改定 ・多言語生活情報動画作成(子育で) ・外国人住民参加防災ワークショップの開催(市国際交流 協会との共催) ・窓口対応向上セミナーの開催		・ひきこもり家族教室:4回・アルコール等家族教室:6回
,	担当課		クの強化	セーフコミュニティ弾	保健所保健・感染症課	ダイバーシティ推進課		保健所保健・感染症課
	基		・ネットワー	市民等	保健福祉部	市民部		保健福祉部
	事業概要	地域におけるネットワークの強化	ニティをはじめとした庁内・地域における連携	セーフコミュニティを中心的概念とした協働に よる安全で安心なまちづくりを推進します。 また、斤内の推進体制の充実を図り、全戸横断 的なセーフコミュニティ活動を推進します。 さらに、企業との連携や対策委員会間の連携、 SNSによる情報発信等、再認証後の活動や啓発 の充実を図ります	自殺予防を図るため、「生きることの包括的支援」に係る庁内外関係機関、セーフコミュニチィ推進協議会自殺予防対策委員会との連携により総合的な自殺対策の推進を図ります。	国際化及びユニバーサルデザインの推進から、 外国人住民等の利便性の向上を図るとともに、 観光誘客及び交流人口の増加を図るため、情報 観光の多言語化のほか、外国人住民等とのコ ミュニケーション能力の向上を推進します。	対する連携・ネットワークの強化	こころの健康の保持増進や精神疾患の早期発 見・治療、正しい知識の普及啓発を図るため、 家族教室・家族相談等を行います。
	事業名	基本施策1 址	(1)セーフコミュニ	セーフコニュニティ推進事業	自殺対策推進事業 業 (庁内委員会・ セーフコミュニ ディ推進協議会 自殺予防対策委員会)	多文化共生推進事業	(2)特定の問題に対する連携	精神保健福祉事 業 (家族教室)
	参考番号			-	2	3		4

令和6年度 実施状況に関する担当課の評価	・自立支援過格協議会の事務局会議及び運営会議に参加することは、精神障がい者が抱える問題の把握、地域課題解決の検討の機会となっている。 ・精神障がい者だけに限らず、社会的弱者や要配備者の支援を検討する場となり、自殺対策にも有効な機会となっている。	・当該事業は、専門職の講話を聞き、難病患者やその家族 もながるとのも後妻となり、不安の軽減につながるものであ ・今後も離病患者の養養生活を支援するために、相談支援 の方実を図り、難病医療相談会及び難病訪問看護師等研修 会を機続して実施する必要がある。	毎年配布している団体の協力もあり、「要支援者一覧表配布数」は、概ね損ばいを維持しており、要支援者の支援体制維持に繋がると考える。	「LGBTQとは」や身近な事例等についての説明や座談会での意見交換により、当事者の思いなどについても、参加者は理解を深めていた。		「心と体の健康応援サイト、ココカラこおりやま!」のコンテンツ「こころの健康」において、自殺対策に関する情報の掲載を行い、多くの方に啓発することができた。	KOKOROBOを啓発するために相談窓口いろいろのリーフレットや啓発用ティッシュにKOKOROBOのQRコードを 載せるなどより繋がりかすい啓発を行った。 KOKOROBOから実績の臨床心理士のオンライン相談につ ながるなど自殺予防に繋がっている。
令和 6 年度実施状況 (内容や実績など)	・事務局会議(6回)及び運営会議(6回)に参加し、議題の検討を行った。	・離病医療相談会:1回開催(延べ32人参加) ・訪問書籍等等指令。:1回(19名参加) ・保護師等による相談指導・訪問指導等 相談、機能訓練、訪問指導美久数:653人 電話相談:延べ 1429人	地域の互助による力で避難支援を求めているものの、地域 全体の高能行や地域コミュニティ希所で著作より、瞬近所 の近隣協力者に対して助けを求めにくいという課題を抱え ている。今年度も「要支援者一覧表配布数」は、毎年配布 している団体協力もあり、支援者側の高齢者化等が進む中でも概ね値になる機が進行したいる。	・LGBTQ研修の実施1回(のペ49名) 開催日 令和6年11月16日(土) 参加者 第1部講演会39名、第2部座談会10名		○2024.10~ 郡山市健康づくりキャンペーンの実施	部山市でKOKOROBOを導入した2024年4月1日から 2025年3月31日までの利用者数。 2025年3月31日までの利用者数。 2025年3月31日までの利用者数。 内ストレスチェックを行った方が16名 内A1チャットボットの利用は2名 内オンラインの臨床心理士による相談は1名 の利用があった。
令和 6 年度の実施計画	・事務局会議及び運営会議に参加し、議題の検討を行う。	の難病医療相談会 療養生活上の不安を軽減し、安心して日常生活が送れるよ・う支援することを目的に、指定難病341疾患のうちテーマ・別に2回実施。 20間の自実施。 整務に対する訪問看護に必要な知識や技術の普及を目的に 実施予定。	避難行動要支援者を民生委員等による調査及び本人等から の申請により、避難支援に必要な情報を台帳に登載すると ともに、その情報を支援する町内会や自主防災組織、消防 本部等関係機関を共有し、避難所までの避難支援及び避難 所での生活の支援体制を整備する。	LGBTQ請座の実施		○医療・介護情報等の分析データを活用した健康づくり キャンペーンの実施	・国立精神・神経医療研究センターが運営するオンライン 相談KOKOROBOの精極的な周知(ウェブサイト、 SNS、パンフレット等)を行う。
鮮 原	保健所保健・感染 症課	保健所保健・感染症課	保健福祉総務課	ダイバーシティ推進課		保健所健康政策課	宋健所保健·感染 抗課
田宗田	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	市民部		保健福祉部	保健福祉部
事業概要	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、 相談者のニーズに合わせて指導や助言を行うと とし、福祉制度が効果的に活用できるよう、 人材の育政・確保や社会資源の活用等の体制整 備を図ります。	難病患者やその家族の疾病等に対する不安を解 消するため、相談会や研修会等を行います。	高齢者や障がい者等の災害時の安全確保を図るため、避難支援体制の管理を行います。 し避難行動要支援者支援システムの活用	お互いを認め合い、すべての市民の人権が尊重 され、守られる社会づくりを推進するため、人 権擁護思想の普及を目指します。	3)DXを活用した自殺の情報収集・分析	健康をキーフードに、連携中枢部市圏における、医療をキーフードに、連携中枢部市圏における、医 メンペースド・ヘルス・ポーツ・振艇に基づく健 東政策)の実施や疾病構造や介臓認定状況、それに も原因等を形態するにで、各種保健等等が 事業等を広場中枢連携部市圏で一体的に実施、1 C 1 を活用した健康寿命の延伸対策など、E B M (エピ デメス・ペース・メース・大・大・振艇に基づく機 を進めるこにより、マペアの比(の方 ではいまと暮らせるまちづくのを目描します。 はまいまと暮らせるまちづくのを目描します。 (1 を	国立精神・神経医療研究センターが運営するオンライン相談KOKOROBOの利用実績データーを分析し、自殺予防対策の推進を図る。
事業名	精神障がい者相談支援事業	難病患者等地域 支援対策推進事 業 (難病医療相 談会)	避難行動要支援 者避難支援体制 管理事業	人権啓発活動推進事業	(3)DXを活用し7	SDGs推進全世代健康都市圖事業	自殺対策推進事 業 (オンライン 相談KOKOROBO)
物海 赤巾	ſΩ	9	7	∞		6	10

令和6年度 実施状況に関する担当課の評価			・ゲートキーバー養成研修は、若年層及び広く市民を対象 に実施している。 ・名和6年度は、ゲートキーバー養成研修、自殺予防講演 会を開催し目裂対策を支える人材の育成に寄与した。 ・ゲートキーバー養成研修を受講した方へのフォローアッ ブ研修が必要である。	入門的研修の参加者数は予定数を上回っており、より多く の人々に介護が野への理解を深めることができた。また人 が育成セミナーは、対面開催としたことにより、セミナー の習熟度を向上させ、受講者のスキルアップにつながっ た。	計画どおりの相談支援事業所に委託ができた。
令和 6 年度実施状況 (内容や実績など)			・ゲートキーバー養成研修を下記の通り開催した 出前講座:6回(96人) 市職員のけ:1回(37人) 古報目のけ:1回(37人) 古程層向け(市内高校・大学・専門学校):4回 (320人) 市民向け、広域圏職員向け、保健福祉分野専門職対象: に 市民向け、広域圏職員向け、保健福祉分野専門職対象: 1回(85人) 合計:12回(538人) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・入門的研修:年1回開催 ・人材育成セミナー:年5回開催 (研修・セミナーの活動内容) ・人間的研修は計画値以上の参加となり、併せて就労支援 材制 も実施した。 ・人材育成セミナーは、対面開催により実施して、令和6 た。 年度の参加者数は96人となった。	障がい者及びその家族等の総合的な相談を相談支援事業所 に委託。 ・一般相談 (7 か所) ・基幹相談支援 (1 か所)
令和6年度の実施計画			・ゲートキーパー養成研修を、若年層及び広く市民を対象に実施する。	令和 5 年度同様、介護未経験者を対象とした入門的研修を 年 1 回、介護保険事業所職員や介護サービス事業の運営者 に対する人材育成セミナーを年5回開催する。	障がい者及びその家族等の総合的な相談を相談支援事業所 に委託。 ・一般相談 (7 カ所) ・基幹相談支援 (1 カ所)
二甲甲			保健所保健・感染症課	介護保険課	障がい福祉課
日 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記 記			保健福祉部	永健福祉部	保健福祉部
一种	自殺対策を支える人材の育成	市民・保健福祉分野専門職を対象とする研修の実施	自殺予防を図るため、自殺対策に携わる人材の 育成や目殺予防に関する知識の普及啓発のため に、こおりやま広域圏の拠員・市民・保健福祉 分野専門職等を対象としたゲートキーバー養成 研修を開催します。	小闘サービス事業所に従事する音や介護サービス事業 の運営者を対象に、職員個々のスキルアップ及び事業 運営者の管理能力の向上につなげるセミナー等を、対 国口とオンライン・インデンテンド)型を可能な限の 用してポンゴーン・インデンテンド)型を可能な限の 月 用してので活業の向上を図ります。また、バ陽末経験者 がが職に関する基本的な知識等を身につける「介護に 関する入門的研修」を開催することにより、介護が野 への参入のきっかけをつくり、人材確保を支援しま す。	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、 基幹相談支援センターにおいて、総合的な相談 支援業務にあたる相談支援員の育成等を行いま す。
重 公業	基本施策2 [市民·保健福祉	自殺対策推進事業 業 (ゲートキー パー養成研修)	介蔵人材確保育 成支援事業	障がい者相談支 援事業
参海赤市			-	12	13

参 新 赤 마	新 中 公 公 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	事業報通	最級無田	糕 用	令和 6 年度の実施計画	令和6年度実施状況 (内容や実績など)	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価
	基本施策3 下	罡					
	こころの健康づく	くり・生きることの支援について正しい知識の普及啓発	 等及啓発				
14	人権啓発活動推進事業	お互いを認め合い、すべての市民の人権が尊重 され、守られる社会づくりを推進するため、人 ī 権擁護思想の普及を目指します。	市民部	ダイバーシティ推 進課	①人権啓発キャンペーンの実施 (②人権週間記念講演会の開催※2024年度から指定管理 者が実施)	①各種イベント実施等の機会に人権啓発キャンペーンを実施7回 施7回 (②講演会開催1回(130人)※2024年度から指定管理者が実施)	①うねめ踊り流しなどの各種イベントで実施し、多くの人 に啓発することができた。
15	男女共同参画推進事業	市民一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深めるために学習機会の充実を図るとともに、啓発活動や情報提供を行い、家庭や学校、地域、職場等において、市、市民、事業者が一体となって取り組み、「男女共同参画のまち 郡山」の実現を目指します。	市民部	ダイバーシティ推(企進課)	①郡山市男女共同參画推進事業者表彰の実施 ②郡山市男女共同參画学習サポート事業「さんかく教室」 の実施 (「シンフォニー」発行は令和 5 年度で完了)	の郡山市男女共同参画推進事業者表彰事業 … 6 者表彰 ②郡山市男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」 (1 2 回) ・メニュー講座9回(8 7 8 人) ・フリープラン講座3回(4 7 人)	①誰もが働きやすい体制の整備や環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を募集・審率、表彰するとによって「働きやりい職場」でやのを推進できた。 ②「ちんかく教室」受講により、人権尊重意識、男女共同参画意識が浸透した。
16	自發効策推進事業 (自殺予防講) 漢(自殺予防講	自殺予防を図るため、自殺対策に携わる人材の 育成や自殺予防に関する知識の普及啓発のた め、自殺予防講演会を開催します。	保健福祉部	保健所保健・感染・症課	・自殺予防講演会は、対象者や内容を検討し年3回開催する。	・自殺予防講演会を下記の通り開催した。開催に当たり、 SNSや広報等にて周知を実施。 未遂者支援:1回(4.3人) 市民備支援者に向い:1回(3.5人) 市民间付:1回(3.2人) ・自殺予防の啓発活動を行い、相談窓口リーフレットを 18,000的配布した	・自殺予防講演会をはじめ、当該事業はこころの健康づく、り、生きことの交換について正しい知識の普及啓発に寄与するものである。 特に、令和5年度より開催した「朱遂寺友援」町修会は、地域での関係機関とのネットワーグつくりのきつかけとなる事業でもあり、次年度も総称して実施する。 昨年度に比べて、参加者数が減少した。研修会の内容や開催時期を検討し、より参加しやすい工夫をはかる必要がある。
17	精神保健福祉事業	こころの健康の保持増進や精神疾患の早期発 見・治療、正しい知識の普及啓発を図るため、 心のサポーター養成研修を開催します。	保健福祉部	保健所保健・感染・ 症課	・心のサポーター養成研修は、市職員、教職員、市民を対象とし、年3回開催する。	・心のサポーター養成研修を以下の道り開催した。 料職員のけ:1 回(29人) 特職員のけ:1 回(32人) 市民のけ:1 回(34人)	・当該事業は、こころの健康づくり・生きることの支援に ついて正しい知識の普及母発に寄与しており、次年度も開催を検討している。 今和6年度の活動をみて、申し込みたいとの旨の連絡があり、令和7年度に行う予定。活動を適して正しい知識の 当及母和に繋がっていることが考えられる。 昨年度に比べて、参加者数が減少した。研修会の対象と にて市民をより対象者を増やし、周知の方法を広報などを 活用するなどの上来を行う。

令和6年度 実施状況に関する担当課の評価			編集簿がい者に対する、手話通訳者等の派遣は、聴覚簿がい者の日常生活、社会生活に欠かすことのできないコミューターョン女獲のある。 ニケータョン技権のある。 手話通訳者の派遣件数は、計画を上回っているところであるが、手話の普及啓発や手託通訳者等の要請を実施することにより持続可能な支援体制を整えている。	ふれあいピックは、魔がい児、魔がい者がスポーツやレクン、リエーションを通じた、健康の増進や社会参加の促進によ 権の、生まがいるくのにつながるものである。 新型コロナウイルス際染症の影響により開催中止が続いた が、令和5年度とり開催した。今和6年度についても前年 同の様指機を縮小して開催したため、参加者数は計画を下 回ったが、隣がい児、障がい者の生まがいるくのに必要な 事業として議続する。	親なきあとを見据えた相談が増え、今後は具体的なビジョンを共有し、親なきあとの生活のための支援を行えた。	きらめきパンクの登録者数は講師の高齢化に伴って減少 値向にあるが、公民間での講師意義外の形形が、まなび 「利し、日や生涯学習ボータルサイトなどのSNSを積極的に 活用し、登録者数の増加を図った。生涯学習きらめまパンク及びきらめき出前講座を実施することで、学習の機会 現供し、生きがいづくりやコミュニティー形成が図られて いる。	住民主体によるコミュニティ活動の活性化及び地域の人 材育成を図る事業を実施した。そのには地域の機化活動に よるでにあかれた良好な景観はウェルビーイングなまちづ くりや、植物に様わる地域高齢者の生きがいづくりでき 与している。	地域課題解決を意識した講座を優先的に行うことにより、地域課題解決を意識した講座を優先的に行うことにより、地域活性化を促す取組みが各地域で展開されている。 流 青少年対象事業においては、地域の伝統文化の継承や夏休 みなとを利用した保険学習かど間に「事業関語を行ったほか、地区青少館などとの共催事業により、地域任民との世代間交流が図られた。また、高齢者対象事業では、スマートフォン講座などを積極的に取り入れ、デジタルディパイド対策を推進した。
令和6年度実施状況 (内容や実績など)			手括についての理解促進と普及、啓発を図るとともに、手括通貯者 及び要約筆記者の派遣とにてを活用した適隔手括サービスを実施し 「手活動形容等のが不確保数 3306件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	スポーツやレクリエーションを通じた、障がい児、障が自動者の社会参加の促進のため、ふれあいビック 24)を開した。 開催日:令和6年12月7日 参加人数:115名(8団体)	関係機関へ制度の周知を図った。	①生涯学習きらめきパンクの実施 講師活動作数 784件 ②きらめき出前講座の実施 受講者数 13,095件	①啓発・広報活動 適年 ②おいっぱいコンクール 参加数 255団体 ③危険個所看板の設置 配布数 43枚 ⑥標語・川柳コンクール 応募数 3,234件	青少年の健全育成や高齢者の生きがいづくり・世代間交後目的に、参目的に、各種選座等・財籍座等を開催した。 ①講座開催数 2483基座 ②講座勢加者数 20,592人
令和 6 年度の実施計画			職貨障がい者が日常生活や医療・法律・行政機関等での手 総等に係る社会生活上において、情報応達の手段として欠 かすことのできない手話についての理解促進と普及を図る とともに、手話通訳者及び要約筆記者の派遣と「CTを活用 した遠隔手話サービスを実施する。	スポーツやレクリエーションを通じた、魔がい児、障がい 者の社会参加の促進のため、ふれあいビック(合同運動 会)を開催する。	関係機関等にさらに働きかけ該当する障がい者の把握を引き続き行う。	①生涯学習きらめきパンクの実施 講師領報の提供、更新 (2)さらめさ出消謝座の実施 講座情報の提供、更新	・ 広報活動・ ひまいっぱいコンタール・ ③ 市険個所看板の設置 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	各地区・地域公民館において、青少年の健全育成や高齢者の生きがいづくり・世代間交流等を目的に、市民の多様な学習ニーズに対応した定期講座等を開催する。また、若い世代や公民館に来館できない方などに対し、SNSを活用した情報提供を積極的に行っていく。
料			障がい福祉課	障がい福祉課	障がい福祉課	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課
暑姆無田		_	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	教育総務部	教育総務部	教育総務部
事業概要	生きることの促進要因への支援	・生きかいつくり	手話の普及と聴覚障がい者等への理解促進を図るとともに、聴覚障がい者への日常生活や社会生だにおけるコミュニー・ション交援として手託通話者や要約筆記者の派遣の他、1 C Tを活用した遠隔手話サービス(テレビ電話)を実施します。	障がい者(児)の体力の増進と社会参加の促進 を図るため、ふれあいピック(合同運動会)を 開催します。	障がい者の重度化、高齢化、親亡き後に取り組むため、緊急時の相談、対応、日中活動の体験に繋げることができる体制を構築します。	生涯学習機会の充実を図るため、市民が技能や 知識等を生かした違人先生として実施する「生 涯学習きらめきパンク」や市職員が講師として 出向き、市政情報を伝える「きらめき出前講 座」を実施します。	地域の連帯意識を顕成するため、明るいまちづくり推進委員会協議会への活動支援や、花いっぱい運動の推進、危険個所の啓発を図ります。	地区・地域公民館において様々な講座を開催し、市民へ多様な学習機会の提供を図ります。
業	7	(1)居場所・生き7	コニュニケー ション等支援事 業	ふれあいピック 大会開催事業	障害者地域生活 支援拠点整備事 業	生涯学習支援事業	明るいまちづくり事業	地区・地域公民 館の定期講座等 開催事業
参籍			8	19	20	21	22	23

令和6年度 実施状況に関する担当課の評価	・市の施設や専門学校など幅広い場所で開催することにより、市民にとって参加しやすいコンサートにすることができた。 ・日標値を上回る年6回のコンサート実施、来場者向けアンケートの実施によりコンサート運営や内容の充実を図ることができた。	今年度は新型コロナウイルスの影響も収まりつつあり、年 首を通して定員を例年通りに戻し講座を開催することがで 首を。 今後も、生涯学習都市の実現に向けて、幅広い世代に対応 一た質の高い事業を統心、また、オンラインなどICTを 精極的に活用することで、事業内容や講座メニューのさら なる充実を図る。	他自治体との交流や勤労青少年へのアンケートを実施し ニーズの出握することで魅力ある事業を創出に努めるとと もに、昨年度同様Instagramでの発信に力を入れたが、前 年度よりも参加者数は伸びなかった。 今後もSNSでの情報発信やカリキュラムの工夫により、勤 労青少年層が自発的に参加したいと思える事業の充実を図 る。		在宅医療・介護連携支援センターへの相談件数の増加や、医療介護関係者情報共有ツール登録者数の増加があり、活動を成果につなげることができた。	新型コロナウイルス概染症の5種機染症移行に伴い、認知 症カフェが再開され、時間の経過ととも参加者数が増加 し、認知症の本人及び家族の支援の光寒を図れた。 認知症が削集性支援事業相談体権が減少しているが、潜 在的な対象者の早期発見・早期対応に向けた支援体制および個別的な支援を光実させ、相談体制の肩直とを図わなり う機も認別症を表えたの主旨である共生社会の実現に向け て、認知症の方や家族が、初期段階からの相談・支援体制 構築を推進することで、自殺予防対策に寄与する。
令和 6 年度実施状況 (内容や実績など)	・第136回 園谷俊貴、池田梨枝子(市役所玄関ホール) ・第137回 森田昌弘、坂口弦太郎(市役所玄関ホール) ・第138回 松野愛梨、五十嵐陽、渡辺啓介(三穂田ふれ)・ あいセンター。 第139回 郡山女子大附属高校音楽科・合唱部(今泉服 ぎ) ・第139回 郡山女子大附属高校音楽科・合唱部(今泉服 ぎ) ・第140回 平沢愛 平山住奈、柳澤良音、深谷悠里絵 (郡山市総合地方即売市場)	市民学校17回、小学生を対象とした講座「キッズスクール」16回、ICT活用講座12回など合わせて78の講座を開合計参加人数 延々1,537人	①青年学級「ユースカレッジ本曜クラブ」27回②郡山について学ぶ講座「はやまニア」5回③高度な知識を身につける講座「FINE Morning」「ナイトカレッジ」あわせて7回開催台計参加人数 延べ424人		在宅医療・介護連携に関する研修会開催回数:2回 市民の日人名字職 在宅医療・介護連携支援センターへの相談件数:532件 医療介護関係者情報共通ツール登録者数:778人	認知症初期集中支援于一厶相談件勢:1,107件 認知症初期集中支援于一厶訪問件数:106件 認知症地域支援推進員相談件数:18,314件 認知症力フェ参加音数:791名
令和 6 年度の実施計画	年度内での4回以上の開催を目標とする。また、各コンサートで本事業に関するアンケートを実施し、コンサート 連営や内容のさらなる充実を図る。	覚醒代のニーズや地域課題をテーマに小中学生対象講座、 成人対象講座、女性対象講座、ICT活用講座など幅広い世 代の方を対象とした講座を開催し、地域課題の解決や仲間 づくりを促す。	働き方改革などの進展による余暇活動の支援のため「ユースカレッジ木曜クラブ」「はやまニア」「ナイトカレッジ」を開催し、動労青少年の福祉向上、仲間づくりを促す。		地域の医療や介護関係者のための相談窓口運営のほか、関 係者が参画する表議や研修を等の開催・TACへの相談対 が、ACP普及発発に取り組むことで、更なる地域包括ケア システムの深化、推進を図りながら、総続して実施する。	①認知症の早期対応の重要性を理解してもらうよう引き続き市民への周知路発を図る。 で認知症が期の方への支援強化を図るため、早期に認知症 初期集中支援チームにつなげる支援を行う。 ③認知症カフェの開催支援 ④関係機関との連携強化
担当課	文化振興課	中央公民館	中央公民館	-	地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進 課
田宗郎	文化スポーツ観光 部	教育総務部	教育総務部		保健福祉部	保健福祉部
事業概要	街中に音楽があふれる「音楽都市こおりやま」 を目指して、市役所本庁舎玄関ホールなど市民 の身近な場所で、市民が出演者・聴衆として音 楽に親しめるコンサートを実施します。	中央公民館で各種講座を開催し、地域課題の解 決や、より実践的な内容の講座など市民に多様 な学習機会を提供します。	勤労青少年の余暇の有効活用と福祉の増進を図り、併せて雇用の促進へつながる教養講座を開催します。	(2)相談体制の充実及び生活等に係る包括的な支援	医療と介護の連携を図り、在宅医療・介護連携 に関する高齢者の支援におたる専門職の方のた かの相談窓口を設置するなどの支援を行います。	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推 進員の配置・認知症カフェの設置などにより認 知症の方や家族等への支援を行います。
事業名	ホールコンサート	中央公民館の定 期講座開催事業	勤労青少年ホー ム事業	(2)相談体制の充勢	在宅医療・介護 連携推進事業	認知 症総
物େ 新巾	24	25	56		27	58

			1	,
令和6年度 実施状況に関する担当課の評価	特定健診の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に特定保健指導を市内の指定医療機関及び保健所、各保健センター等で実施している。併せて、表安診主への勘数等業等を実施し、特定健認受認率及び特定保健指導実施率向上対策を強化し、生活関係の対防と重症化予防に取り組んでいることから、当施策に結びついているものと評価される。	位 ・ 食生活の改善や運動習慣の普及、禁煙対策などは生活習 行 機病の予防や重症化防止を図り、総合的な健康づくりのた 他の取り組みとして発現である。 を機能することでもなる健康等命の延伸を目指す。 ・健康増進法、および第三次みなぎる健康生きいきこおり やま21の趣旨を踏まえ、メタボ対策や受動呼呼防止に同 けた取り組みを継続して実施していく。	・2024~2035年度を計画期間とする「第三次みなぎる健康生まいきこおりやま21」の趣旨を踏まえ、生活習慣病の発症予防ったがのため、各種健診の受診率向上が疾を機続して実施し、今後も生涯にわたる健康づくりを推進しながら健康奇的の証仲を因る。 ・疾病の理解系見・即沿衛につなげるため、検診受診者と精密検査要診率の増加を図る。	・精神科医による相談、保健師による相談、訪問は、オソ ライン相談や専門機関等相談窓口の周知及び適切な相談機 関につなくとにより前年度上級(中教院海少ル产が、 複雑化する相談には、丁華が対応を行っている。 ・相談内容が複雑化してあり、開間を要する事例も増えて いるため、件数の増減だけで評価できないこともあるが、 相談体制の充実及び生活等に係る包括的な支援のため引き 続き事業を離続していく。
令和 6 年度実施状況 (内容や実績など)	内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)は生活習慣 病量症化の要因の一つであるため、特定健診でメタボの診 当者や予備群本地口、特定機能導で毛労傭仲の真直し を行った。また、特定健診受診率向上のための受診制築や 未受診者への受診制鍵・特定保健指導未利用者への利用制 発を実施した。 特定健党等等、徒報値 36.5% 特定保健指導実施率(速報値 36.5% ・特定保健指導実施率(速報値 22.8% ・未受診者へのATを活用した制災事業 令和6年度 発达性数 41,999通 SMSによる制築通知	食生活サポーターの育成を図り、サポーターによる地区 連講習会、対話・訪問によるチラシの配布等を行った。 ウォーキングコースや健康ポイント事業の周知を行い、 サインド事業の健民アイン経験者数区/健民力・ド発 数が増加した。 受動映度が対し、部山駅前が近の飲食店 要制関性協及が指談・通報に加え、都山駅前が近の飲食店 受動映度防止対策状況調査を行った。その他、中・高校 へ受動映度防止対策状況調査を行った。その他、中・高校 の食まおけボーターによる地区伝達(講習会・対話・訪 間)19,547人 日本・注き健康ポイント事業参加者数(健康パスポート 行数・健民アブリ登録者数)5,999人 の受動映煙防止対策相談及び状況調查実施件数911件	施設健診は通常通り実施した。受診者数は前年度より増加 したが、受診をは新型コロナ流行前に及びは砂ちもある。精密検査登録においては通知での受診制要に加え、 電話での受診制要を実施しており、今後も疾病の早期発 環・中期が療につなけるため、受診制速を構造していく。 環・東利部療につなけるため、受診制で表権続していく。 関・東利部療につなけるため、受診制を基本語ったを 所がありましたがいては、地区を集約して事業を行うなと がありまたがはは、地区を集約して事業を行うなと 前年度より増加しているが、実施回数及び受講者数は 前年度より増加しているが、実施回数及び受講者数は の肺が人検診要精検者の精密検査受診率83.6% (R7.5.20現在)数、177人	令和6年度 開催状況と参加人数 ①こころの健康相談 39回 (63人) (精神科医9回 (18人)・臨床心理士30回 (45人)) (海神宋健福士電話相談51回 (288件) ※有名作 年度 保健師等の相談件数 来所相談 2.846件 電話相談 2.846件 メール相談 34件 556件
令和6年度の実施計画	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健診及び特定保健指導の実施及び受診率向上のため、未受診者へのAlを活用した創奨事業、SMSによる創奨通知、広報誌、ふれいあいFAX、SNS等を活用した受診削奨を機続して実施する。	食生活の改善、運動習慣の普及による健康づくりの推進や受動喫煙防止対策の推進を総合的に実施する。	市民の健康保持・増進を図るとともに、健康寿命の延伸に 寄与するため、さらなる受診率の向上及び精密検査受診者 対策を継続して事業を実施する。	・こころの健康相談 39回 ・保海神経医団・臨床心理士30回) ・精神保健福祉士による電話相談 51回 ・保健師等による相談 (米所、電話、メール) 並びに訪問 の実施
糕 甲	国民健康保険課 保健所健康づくり 課	保健所健康づくり	保健所健康づくり	保健所保健・感染 症課
暑姆無田	市民部保福祉部	牙健福祉部	保健福祉部	保健福祉部
事業概要	特定健康診査等第四期実施計画に基づき、40歳 74歳までの国民健康保険加入者に対し、特定 戸 特 健康診立の受診制型と特定保健指導利用の周 特 知・啓発を実施し、特定健康診査受診率及び特 に、保保指導実施率向上を目指すとともに、生活 習慣病の予防・改善と、医療費の削減に努めま す。	食生活サポーター育成事業、食から健康なから にでうくり推進事業、受動限煙防止対策事業、 施・悠・なと歩こう元気路事業をはじめ各種事業 業実施により、生活習情病の予防を図り、市民 の健康増進及び健康寿命の延伸を目指す。	市民の健康の保持増進を図るため、健康増進法に基づく健康教育、相談等を実施し、生涯にわたる健康づくりを支援します。さらに、がん予別のための周知啓発を充実させるとともに、早期発見を目的に各種がん検診の受診率の向上を図ります。	「こころの健康の保持増進や精神疾患の早期発 1月・治療、正しい知識の普及啓発を図るため、 健康相談等を行います。
華	国民健康保險特 定健康診查·特 定保健指導事業	生活習慣病対策事業	健康増進事業	自殺対策推進事 (にころの相) (2000年) (3000年) (300004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (300040) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (300040) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004) (30004)
参 施 赤 마	29	30	31	32

令和6年度 実施状況に関する担当課の評価	計画どおりの相談支援事業所に委託ができた。	・難病医療相談会を実施して、難病患者やその家族が疾患 の理解を深めることができた。併せて、同じ疾患の患者や 家族が指す場を提供し、予安の解滅を図の ・保健師は、 書きや顕満を図り、地域 生活を円滑に送れるように情報提供や電話訪問等を実施した。	・本人のみならず、その家族や関係機関からの情報提供で窓口に繋がるケースも多く、複雑化・複合化した課題を的える世帯の支援のエレーに反映の紹和されてまている。 ・相談件数は新揚・総徳とも前年度より増加しており、複雑・複合化した課題を招いる相談を「おり、複雑・複合化した課題を招いる相談を「あり、複雑・複合化した課題を招いる相談者にあり添った総統的な支援や、適切な関係機関への繋ぎや連携など、切れ目のない支援体制の確立に寄与している。		毎月、郡山市の現状について情報提供や相談対応を行いながら、県や避難形・避難先自治体、支援団体等と連携し、避難着の生活再連を支援することにより、避難終了に結びついている。	性感染症のまん延を予防するために匿名無料でHIV・梅毒 抗体検査を行っている。また、肝炎ウイルス検査に関して は日時を指定はず随時行うにて所く受検ができるように している。胎児の光子性風しん症候群を防ぐ唯一の予防効 果があるワクチン接種につなげるために抗体検査を行い、 抗体価が低い場合には接種につなげている。
令和 6 年度実施状況 (内容や実績など)	障がい者及びその家族等の総合的な相談を相談支援事業所に委託。 - 一般相談 ・ 現材相談 ・ - 最幹相談さ ・ - 基幹相談支援 (1 が所)	・難病医療相談会:1回開催(延々32人参加) ・訪問看護師等研修会:1回(19名参加) ・保健師等による相談指導・訪問指導等 相談、機能訓練、訪問指導実人数:653人 電話相談:延べ1429人	「ダブルケア」や「8050問題」など、市民や世帯が抱え る権権化・権合化した課題を「丸ごと」受け止め、様々な 機関へと繋さながら、世帯等に寄り添った支援を行う、 「福社まるごと相談窓口」を市内3か所に配置し、相談員 が課題の解決を目指した。 ・相談件数(新規) 297件		①本市の各種相談窓口等の情報提供のため、毎月広報等を送付した。 送付した。 ②福島県や総難元・避難先自治体、支援団体等と連携しな がら、避難者からの個別相談に対応した。 ・原発離者 自治会等約370世帯 ・自音機離者 自治会等約370世帯 ・過華者支援団体 19 団体 ・福島県生活再運点。23 団体 ・福島上に消運地点。23 団体 R6年度 2.547人 (R5年度 2.512人)	H 1 V・梅毒抗体検査29回実施 ※懸染症発生に伴い7回は中止した H 1 V検査140人受検 梅毒検査135人受検 肝炎112人 風化が抗体強至201人 上記核準実施時、相談があった際には、医療機関などの相 製怒口を紹介している。
令和 6 年度の実施計画	相談支援事業所における相談支援事業の実施総続実施	①離病医療相談会 療養に打上の不安を軽減し、安心して日常生活が送れるよ 多養生者とことを目的に、指定難病341疾患のうちテーマ 別に2回実施 ②訪問看護師等研修会の実施 職病に対する訪問看護に必要な知識や技術の普及を目的に 実施予定。	相談者の困りごとに応じた関係機関への適切な繋ぎ、関係機関の連携・強化を図りながら、市広部等等で事業のPRを積極的に実施し、複合的な課題を 担える相談者の早期発見・早期把握に引き続き努め でいく。また、相談窓口に来所する相談者のみならが、 でいる。また、相談窓口に来所する相談者のみならが す、積極的な節両支援(アウトリーチ)を行うこと により、窓口に足を運ぶことができない道在的な相: 談者に対する支援も強化していく。	等により精神的負担を抱えている方への支援	①毎月広報等による情報提供を行う。 ②関係機関と連携しながら、避難者からの個別相談に対応 する。	H I V,梅毒抗体検查実施計画 36回
監照	障がい福祉課	保健所保健・感染 症課	保健福祉総務課	含む)等により精神	総務法務課	保健 計議 発験・ 説数 が
展開開	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	子力発電所事故を	総務部	保健福祉部
事業概要	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、 福祉制度の有効活用等について、相談者のニー (エ合かせの国を行います。 また、地域における相談支援の中核的な役割を 持つ障がい者基幹相談支援センターを中心に、保 総合的な相談支援業務や相談支援事業所への指 導・助言、相談支援、解や相談支援事業所への指 利擁護などの業務を行います。	難病患者やその家族の疾病等に対する不安を解 消するため、相談等を行います。	家族や地域社会の変化に伴い複雑化する支援 ニーイを踏まえ、「ダブルケア」や「8050問 題」など、一つの相談支援機関だけでは対応因 難な課題の解決を支援するため、福祉まるごと 相談員を市内3か所に配置し、多機関の協働に よる包括的な相談支援体制の構築を行います。 〇中央エリアの体制拡充	災害 (東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を含む)	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電 所事故によって本市に避難された方々が、各々 の故郷に帰還できる日まで、行政サービスの提 難している方々の帰還・また、本市から自主避 無している方々の帰還・自立支援の促進を図ります。	性感染症のまん症防止を図るため、正しい知識 の普及啓発活動やHIV・梅毒抗体検査、健康 和認の実施や肝炎ワイルス検査により、フィル ス性肝炎の早期発見・早期治療及び重症化予防保 を図ります。また、胎児の先代性風しん症候群 の発症を防止する風しんワクチンの接種を効果 的に行うため、抗体検査を実施します。
業分	障がい者相談支援事業	難物患者等地域 支援対策推進事業 業 (保健師等に)。 よる相談)	福祉まるごと支援事業	(3)感染症・自然災害	長期避難者等支援事業 援事業	特定感染症検査等対策事業
物海 新巾	33	34	35		36	37

郡山市いのち支える行動計画 進捗状況確認表 【重点施策 1~6】

R6年度 実施状況に関する担当課の評価			自立に向けた切れ目ない蘇労支援を継続している結果、就労相談や就労体験への参加をとおい、就労・動労問題に係るリスクの街滅につながっている。	商工会議所・商工会が行う小規模事業者に対す る経営指導等の経営改善普及事業を支援するこ とにより、経営の安定化に寄与することができ た。	市内中小企業者の資金需要に応じ、中小企業者の経営の安定が図られた。	計画どおりの相談支援事業所に委託ができた。	障がい者にとって、就労する前に実際の職場体 験をすることは貴重な機会であり、今後も継続 する。	計画よりも少ない回数の情報発信となったが、 就職活動に役立つ情報を発信することができ た。
令和 6 年度実施状況 (内容や実績など)			・蘇労相談回数:40回 ・銀労体験人数:165人 ・新労体験以で、241日 ・市内関係団体との協議により、「やりたいことを見つけ るための窓口案内ハンドブック」を改訂し、関係団体及び 市内各学校に配布。	商工会議所及び12地区商工会に対して、小規模事業指導費補助金48,254,000円を交付した。	①中小企業融資制度融資 ・新規勘資料度 254件 ・新規勘資業額 2.522 807,000円 ②災害対策資金融資利予補約 203件 ・6.64、561円 179件 ・7.81と645円 ・令和3年2月福島県沖地震 333件 ・6.712、518円 ・6.12、518円	障がい者及びその家族等の総合的な相談を相談支援事業所 に委託 に委託 (7.か)所 ・基幹組設支援 (1.か所)	支援学校と連携して、市役所内において障がい者の 職場体験実習を年1回実施し1人が参加した。	SNS(LINE公式アカウント):33回配信 ※令和6年度はオンライン就職別明会事業未実施 (アンケート調査なし)のため、実績なし
令和6年度の実施計画			外出が苦手な要支援者とのコミュニケーションに対応する ため、オンゴイン会議システム(ZOのM)利用による キャリアカンセリン等の支援を実施する。また、事業 の拡大を図るため、SNSやフリーペーパー等を利用した 周内の「近報を行うとともに、福島県、ハローワーク、広境 運営を図る。	商工会議所・商工会が行う小規模事業者に対する経営指導等の経営改善普及事業を支援する。	中小企業者の経営の安定等を図るため、中小企業者 の資金需要に対応した市融資制度を運営する。	相談支援事業所における相談支援事業の実施継続表	支援学校のほか就労移行支援事業所等と連携して継 続的に支援を行う。	労働情報紙:2回発行 メールマガジン:3回配信 SNS(LINE公式アカウント):週1回配信
工工			産業雇用政策課	産業雇用政策課	産業雇用政策課	障がい福祉課	障がい福祉課	産業雇用政策課
暑姆無耳		強化	農商工部	農商工部	農商工部	保健福祉部	保健福祉部	農商工部
事業概要	勤務・経営問題に対する自殺対策の推進	による自殺リスクの低減に向けた支援・連携の強化	展	商工会議所・商工会が行う小規模事業者に対す る経営指導等の経営改善普及事業を支援しま す。	市内中小企業者の資金需要に対応した市融資制 度を運営し、中小企業者の経営の安定等を図り ます。	陽がい者の自立と社会参加の促進を図るため、福祉制度の有効活用等について、相談者のニーズに合わせて即言を行います。 本語 大い 地域における 稲政党 独立 の かい者 基幹 相談支援 センターを中心に、総合的な拍談 支援業務や相談支援 東紫所への結構・即言・相談支援 真の言成等、魔がい者の権利議議などの業務を行います。	最 就労移行支援事業所等と連携して障がい者の職場体験学習を通して就労支援を行います。	県内外の大学生等の市内企業への就職促進を図 るため、DXを活用した市内企業の紹介や就職 活動に役立つ情報を発信します。
一 業 安	重点施策1	勤務・経営問題による	多様な働き方支援	商工業指導事業	中小企業融資制度	障がい者相談支 事業 (再掲)	障がい者就労支援事業	労働情報発信事業
参商参与			38	39	40	41	42	43

R6年度 実施状況に関する担当課の評価	介護資格取得支援により、介護業における人材 不足の改善を図り、勤労問題に係るリスクの低 減につながっている。	就業機会の拡充と雇用の安定により、就労・勤 労問題に係るリスクの低減につながっている。
令和 6 年度実施状況 (内容や実績など)	介護職員初任者研修:2名 (ウち、高校生の名) 介護福祉上実務者研修:10名 (うち、高校生の名)	福島労働局、公共職業安定所との連携により、補助 求職者支援訓練を利用する求職者のうち、補助金申 就業機会の拡充と雇用の安定により、就労・1 対象者を増やす。
令和6年度の実施計画	研修スクール及び介護事業所等への積極的なPRや、各機関と連携の上、補助対象者を増やす。	福島労働局、公共職業安定所との連携により、補助 対象者を増やす。
田二二	産業雇用政策課	産業雇用政策課
暑 姆宗 耳	網商工部	農商工部
事業機関	優性的に人材が不足している介護分野への人材 を確保するため、介護資格取得費用の助成を行 います。	就業機会の拡充と雇用の安定を図るため、福島 労働局、公共職業安定所との連携により、国が 実施する「求職者支援訓練」を利用する求職者 に対し、職業訓練時の自己負担金を助成しま す。
事業名	介護資格取得支援事業	求職者職業訓練支援事業
参晤表示	777	45

R6年度 実施状況に関する担当課の評価		介護認定を受けずに継続利用できた者の割合が、目標値を大きく超えた。本事業が、高齢者の閉じこもりの防止、社会参加に大きく寄与することができた。	高齢者に対して、相談窓口のリーフレットを各窓口に配置し、周知路券を図っている。 高齢者人口も増加しているが、高齢者人口に対する相談件数の割合も増加しており、多岐に渡する相談件数の割合も増加しており、多岐に渡る相談対応につなげることができた。	心身に支障のあるひとり暮らし高齢者等の在宅生活での緊急時に対応し、不安感の解消、事故の発生防止につなげている。	参加者の高齢化に伴い、各団体の縮小化や団体 の消滅の動きがみられ、全体の参加者数は減っ た。しかし、令和6年度新規立ち上げ団体数は 12件であり、前年度7件より171%の増であ り、通いの過数が少なかった地域へ通いの場を 立ち上げることができた。このことにより、い ままで通いの場への関わりがなかった住民に対 し、介護予防の普及啓発につながり、高齢者の 別じこもり防止、社会参加に貢献することがで きた。	生活支援コーディネーター13名が地域の助けあい(互助)の取り組みを推進したことにより、「高齢者自身の介護予防に寄与することができた。	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、 認知症カフェが再開され、時間の経過ととも参加者数 た。製知症がカエル・時間の経過ととも参加者数 た。製知症が期集中支援事業相談件数が減少している 、対 著在的が対象者の早期類別・早期対応に向けた支援体制および個別的な支援を光実させ、相談体制の目 国・人屋のおがりを機構して実施する。 自、人屋のおがりを機構して実施する。 自、人屋のおがりを機構して実施する。 向けて、影知症の方や家族が、初時段階からの相談・ のけて、影知症の方や家族が、初時段階からの相談・ 支援体制構築を推進することで、自殺予防対策に寄与 する。
令和 6 年度実施状況 (内容や実績など)		・延べ実施回数:445回 ・利用者数:368人 ・延べ利用人数:3,871人	地域包括支援センター相談件数(基幹包括含む) ト・総合相談288,967件 青・権利擁護2.712件 市・辺括的機続的ケアマネジメント88,783件 ・一般介護予防1.785件 ・認知症施策の推進18,701件	・緊急通報システム利用世帯:1,053世帯・緊急通報システム通報件数:263件	・通いの場(いきいき百歳体操)設置数 143か所 ・参加者数:2,315人	・第1層生活支援コーディネーターの配置1人 ・第2層生活支援コーディネーターの配置12人 ・第1層低端体開催1百 で38地区中36地区で設置済み) で38地区中36地区で設置済み) ・第2層協議体開催93回	認知症初期集中支援于一厶相談件数:1,107件 認知症初期集中支援于一厶貼時件数:10.6件 認知症地域支援推進員相談件数:18,314件 認知症力フェ参加者数:79.1名
令和6年度の実施計画		実施会場、送迎方法等について引き続き検討を重ねながら、本事業を継続して実施する。	年々高齢者数の増加や問題が複雑化していることから、引き続き円滑な運営及び支援の充実や地域包括支援センター機能の強化を推進しながら事業を継続していく。	高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯の増加が見込まれることから、引き続き事業を実施する。	通いの場は介護予防や閉じこもり防止に有効である ことから、一層取り組みを推進していく。	地域の互助の取り組みを一層推進し、住民等多様な主体による多様なサービスの創出を支援する。	①認知症の早期対応の重要性を理解してもらうよう 引き続き市民への周知啓発を図る。 認知症が期の方への支援強化を図るため、早期に 認知症が期集中支持チェムにつなげる支援を行う。 ③認知症カフェの開催支援 ⑥關係機関との連携強化
離無田		地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進
暑場無用		保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部
華機磁	重点施策 2 高齢者支援の充実 高齢者の包括的な支援のための連携の推進	在宅高齢者の介護予防、閉じこもり防止、認知 症予防の推進と引きこもりがちな高齢者に社会 参加を促し、健康寿命の延伸を図るため、地域 交流センラー等を会場とし、通所(送辺)により数義講座、趣味・創作活動、日常動作訓練等 を行います。	介護予防の推進と地域包括ケアの推進を図るため、直営の基幹型地域包括交援センター及び委託による地域包括支援センターを設置し、高齢者への総合相談や介護予防ケアマネジメンド等を行います。	心身に支障のあるひとり暮らし高齢者等の在宅(生活での不安感解消と事故発生を防止するため、緊急時に緊急通報受信センターと連絡でする機器の貸与を行います。	高齢者自らがより介護予防に関心をもてるよう、親しみやすく継続して取り組めるような連動を広く周知するともに、高齢者を年齢や心事の状況等によって分け隔てることなく、住民保」の状況等によって分け隔てることなく、住民保」りを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。	協議体及び生活支援コーディネーターを配置 し、支えあいによる地域づくりを行うことで、 「高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を 機続していくために必要な多様な生活支援・介護予防サービスを整備します。	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられ、認知が削集中を投げ上か認知に報道で軽らし続け知に対立を提生の回じ。認知症カフェの設置などにより認知症の方や家族等への支援を行います。
参考 市 車 名業	重点施策2 高 高齢者の包括的な	いきいきデイクラン事業	47 包括的支援事業	ひとり暮らし高齢 者等緊急通報シス デム事業	49 一般介護予防事業	50 生活支援体制整備 3	51 業知症総合支援事業

		か	%		るがわな こ。	な日本り
R6年度 実施状況に関する担当課の評価	1,000名以上の高齢者の安否確認を行った。	在宅医療・介護連携支援センターへの相談件数の増加や、医療介護関係者情報共有ツール登録者数の増加があり、活動を成果につなげることができた。	生活指導や相談、緊急時の対応など、居住者が 安心して暮らせるよう生活支援を行った。	認知症高齢者位置情報探索機器賞与事業の利用登録者 数は様にいて推移し、認知症高齢者SOS員やリネット ワーク事業及び身元確認QRコード活用事業の利用登録 者数は増加しており、利用登録者の安全確保と介護者 の負担軽減を図ることができた。	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である人クラブは、日頃から社会奉任活動、生産 い活動・健康増進活動等を行っており、知識 (残験を活かして諸団体とも協働し、人とのうがりを意識し、地域の一員として活躍している。 多、カラブ及び連合会の活動を支援していくとで、これら社会的な役割が維持されているとで、これら社会的な役割が維持されているとで、これら社会的な役割が維持されている	R6年度はコロナ禍前と同じように全ての大会と 作品最が実施でき、それらに参加するため、日 頃から目標をもって地域等の仲間と練習や制作 等に取り組んでおり、孤立防止や健康増進につ ながっている。
令和 6 年度実施状況 (内容や実績など)	• 配食数:102,400食 • 利用者数:1,072名	在宅医療・介護連携に関する研修会開催回数:2回 市民向けACP講座:23回 在宅医療・介護連携支援センターへの相談件数:532件 医療介護関係者情報共適ツール登録者数:778人	・高齢者世話付住宅に入居している世帯:21世帯 ・生活援助員支援件数:4,922件	の認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業における行方 不明者の情報記言件数11件 126回休 116回休 ③化置情報深索機器賞与件数41件 ⑥地置情報深索機器賞与件数41件 ⑥均置情報深東機器賞与件数41件	老人クラブ活動の種全な伸張を図り、高齢者の豊かな知識と総験を生かし、高齢者循趾の向上及び明るい地域社会づくりのため、多様な社会活動に参加する団体の育成を目的として即成を行うた。 の別し市名人クラブ連合会補助会3,256千円の割し乗んグラブ連合会補助会3,256千円の割削に単化老人クラブ連合会補助会3,256千円の割し用単化老人クラブ連合・開助金	高齢者がスポーツや趣味を通して、健康増進と生きがいを 見たせる機会を提供し、高齢者の豊かな生活の創造を支援 するとともに、相互の親睦を深め、広く市民に高齢期の生 活に対する理解と関心を高めた。 ①ゲートポール大会 417人 ②高齢者スポーツ大会 417人 ③高齢者作品展 1,460人
令和6年度の実施計画	高齢者のニーズに合わせながら、今後も事業を継続 する。	地域の医療や介護関係者のための相談窓口達営のほか、関係者が参画する会議や研修会等の開催、市民への相談対 係、ACP普及路発に取り組むことで、更なる地域包括ケアシステムの深化、推進を図りながら、継続して実施する。	引き続き生活援助員を派遣し、生活指導などのサービスを提供する。		補助金の交付を継続するとともに、連合会事業への 共催、スポーツ大会等に連携して取り組む。	①ゲートボール大会(R6年8月28日) ②高齢者スポーツ大会(R6年11月12日) ③高齢者作品展(R6年12月13日~15日)
開開	地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進票	健康長寿課	健康長寿課
租票服	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部
無機器無	食事管理が困難な高齢者の栄養改善及び安否の 確認を行うため、配食サービスを行います。	急速な高齢化が進展する中、医療と介護の両方を必要 とする高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮ら を人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療 とか健康を一体的に提供するために必要な支援体制を構 築します。	在宅福祉サービスの充実を図るため、高齢者世話付き住宅入居者に対して生活援助員を派遣し、生活指導や安否確認を行います。	認知症などにより、徘徊のおそれのある高齢者 等の分金を確保するため、家族に別し、高齢者 等が外出した際の所在が確認できる位置情報探 家 森器の貸し出しや、緊急連絡代等が確認でき 保 る Q R コードの配付を行います。また、関係機 関本権政した SO S 見守りネットワークの充実 強化を図ります。	高齢者の生きがいづくりのため、老人クラブ活動を支援します。	高齢者が趣味やスポーツを通じて豊かな生活を 創造できるよう、高齢者スポーツ大会や作品展 い。 を開催するとともに、全国健康福祉祭(ねんり ド・ベビック)出場者に対し激励金を交付します。 保 業 井た、市ウェブサイトにおいて地域で活躍す。 高齢者の紹介や、健康づくりに役立つ情報を発 信します。
業名	配食サービス活用事業	在宅医療・介護連 携推進事業	シルパーハウジン グ生活援助員派遣 事業	認知症高齢者家族 支援事業	老人クラブ育成事業	高齢者の生きがい と健康づくり事業
物 新 赤 巾	52	53	54	55	56	57

			の下が圏	とす 成都係	最たぎ つぶ	u Digital	空建建	BIK To
R6年度 実施状況に関する担当課の評価			●価値新に関する相談において、市が実施する法律の専門家による他会問題法律相談での対応を始め、法予ラスや他の相談先の案内、生活再建や心の健康相談が優先される場合は関係各議に繋≪ことなどにより問題解決の方向性が見えることで自殺対策に結び付いた。	・本事業は生活困窮者からの様々な相談に対応し、 個々の状況に応じた支援メニューの活用や関係機関 の場解により、生活困窮者への包括的な支援を実施 もものである。 ・新規制所特別に再度比下環ルで ・特数なび数分・環境者は傾加しており、生活固額 個々の状況に応じた適切な支援メニューの活用、関 機関との連携が有別に機能していると考えられる。	・本人の少ならず、その家族や関係機関からの痛殺症 (株で窓口に繋がるケースも多く、複雑化・複合化した (東西た地えも世帯の支援窓口として広く認知されてき ている。 ・配案件数は新規・雑誌とも前年度より増加してお り、複雑・適合化した関係を対象を を維続的な支援や、適切な関係機関への繋ぎや連携な と、切れ目のない文度体制の構工に寄与している。	新型コロナウイルス感染症拡大による企業業績悪化に伴い、解雇や雇い止め、体業など雇用状況が悪化している中において、目標は対さ数60人を超えた79人が試職し、目標は達成できた。	新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、受診を控える受給者が減少したことや、健診の案内とともに健康を管理に必要な情報を通知することにより、自身の健康に関いを持つ受給者が増加したことで、健診受診者の増加につながった。	経済的に高等学校等への修学が困難な生徒に対し支援 することにより、教育機会の均等を図り、有意な人材 育成に寄与した。
令和 6 年度実施状況 (内容や実績など)			新型コロナウイルス感染症流行後、支払い困難者の増加などから相談件数が伸び、必要に応じ関係各課と連携しながら支援に取り組んだ。	生活困解者からの相談に包括的に応じ、訪問支援(アウトリーイ)や各種制度及び関係機関の紹介を行うともに、 自立相談交援事業による支援が継続して必要が示対して は、支援制制(ブラン)を作成し、自立のための支援を が行うた。 (の) が原規制を検撃37件 (3) (3) が作成性数12件 (6) (3) は「個人教皇子件 (6) (3) は「個人教皇子件 (6) (4) は「個人教皇子件 (6) (4) は「個人教皇子件 (6) (4) は「個人教皇子件 (6) (4) は「個人教皇子件 (6) (4) は「個人教皇子件 (6) (4) は「個人教皇子件	「ダブルケア」や「8050問題」など、市民や世帯が抱えるる権格に、機合化した関係を「大政・機々を 機関へと繋ぎながら、世帯等に参り添った支援を行う、「福祉まるごと相談窓口」を市内33か所に配置し、相談員が開墾の解決を目指した。 が関係の解決を目指した。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	福祉事務所内にハローワークコーナーを開設することによ り、福祉事務所とハローワークとの一体的就労支援が可能 となり、令和6年度は就労支援事業に162人の新規対象者 が参加し、79人が就職した。	特定健康診査と後期高齢者健康診査の対象者に個別通知、 訪問で受診勧奨を実施した。 ・対象者2,862人中受診者320人(受診率11.2%)	本市の奨学資金制度では、各中学校に周知しながら募集を かしている。高等学校等に選する生徒を対象として次の契 的 学生を採用し、高等学校等の正規の任学期間中に思う符分 名 学ぶことができるよう、透温義的なない格与型の奨学資 に 月額 1万円)を給与した。 (月額 1万円)を給与した。 (別 1万円)を総与した。 (別 1万円)を報与した。 (別 1万円)を報与した。 (別 1万円)を報与した。
令和6年度の実施計画			消費生活相談の適年実施。	自立支援相談窓口と繋がりを持った生活因窮者について、 相談内容に応じて適切な関係機関と連携をし、関係を維持・強化していく、自立支援相談窓口として、訪れた相談 持・強化していく。自立支援相談窓口として、訪れた相談 自立を支援するとともに、市立総等等の活用を促しがから 自立を支援するとともに、市立総等をの活用の、また窓口に繋がっていない潜在的な相談者に向けて引き続き 情報を発信している。	相談者の因りごとに応じた関係機関への適切な繋ぎ、関係 連化を図りがから、加定物等で事業のPR を積極的に実施し、複合的な課題をわえる自診結の早期等 見・早期把握に引き続き努りている。また、相談窓口に来 有る相談者のみならず、積極的な前回支援(アウトリー かったいことにより、窓口に足を通ぶことができない 在的な相談者に対する支援も強化していく。	目標就労者数60人。 就労支援により就職しても、人間関係や職場の雰囲気にな じめず、短期間で離職するケースもあることから、就労支援とともに職場定着支援も必要。	特定健康診査と後期高齢者健康診査の対象者に個別通知、 訪問等で受診動奨を行う。 受診率10%を目傷とする。	本市の奨学資金制度では、高等学校等に進学する生徒を対 象として次の奨学生を採用し、高等学校等の正規の在学期 間中に思う存分学ぶことができるよう、返還義務のない給 与型の奨学資金(月額1万円)を給与する。 ②篤志奨学生
田二田			セーフコニュニ ディ弾	保健福祉総務課	保健福祉総務課	生活支援課	生活支援課	学校教育推進課
暑畑無田			市民部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	学校教育部
中 茶梅研	生活困窮者支援の充実	った方への「生きることの包括的な支援」の強化	なりすまし詐欺やインターネットトラブル、多重債務を、消費者の相談内容が複雑化していることから、相談体制の一層の強化と消費者への啓発を行います。	生活因窮者等、様々な悩みを抱えている方の目 立の促進を図るため、関係機関と連携して支援 を行います。	黎体や地域社会の変化に伴い場場化する支援ニーズを 超まえ、グラルケア・1や「805の問題」など、一つの 相談交援機関でけてもががる困難な関節の解決を支援する 参機関のにもできると、相談員を市内3か所に配置し、 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を行 いまず。 〇中央エリアの体制拡充	ハローワークと連携して、生活保護受給者等に 対し、ワンストップ型の就労支援を行います。	生活保護受給者の健康診断を推進し、要指導者 等へ健康指導等を行います。	教育の機会均等を図るため、経済的理由により 高等学校への修学が困難な生徒に奨学資金を給 与します。
順 公	重点施策3 生	生活困窮に陥った	消費者行政推進事業	生活困窮者自立支援事業	価祉まるパと友 事業	被保護者就労支援事業	被保護者健康管理 支援事業	奨学資金給与事業
参 新 机 巾			28	59	09	61	62	63

R6年度 実施状況に関する担当課の評価	データヘルス計画に基づく各種保健事業は、国保被保 廃者の履知の保持値に、健康等のの出生の機能を適 船小の実現や医療費適正化の目的のために行われてお り、本市の自殺の原因・ が最も多いことを臨まえると、本市の自殺対策に結び ついているものと評価できる。				
令和 6 年度実施状況 (内容や実績など)	(医療適正化推進事業) ・難尿病性重症化予防事業 (機能指導能化予防事業 ルイ) ・精密後養天愛炒 (現別他放置) 者創奨事業 - 医療機関受診者数 376人 - 医療機関受診者数 376人 - 医療機関受診者数 100人 - 医療機関受診者数 100人				
令和6年度の実施計画	第三期データへルス計画に基づく以下の保健事業 (医療費 適正化推進事業) を実施する。 ・				
担当課	国民健康保険課				
器姆無田	市民部				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第三期データヘルス計画に基づき、国民健康保険加入者のレセプトデータ等を活用した、健康状態や対象機課題の分析結果を超まえ、疾病予防や健康保持・増進を図るための各種事業に取り組み、医療費の適正化を推進します。				
事業名	医療費適正化推進事業				
参年参与	64				

1995年 19					0		8 0		
# 東京				児童か心身ともに健康な生活が送れるよう選また、利用児童の多かった小学校5校にクラレた。	家庭教育合同学習会実施時には基調講漢のほか、4. の分科会を開催し参加者がワークショップを行い子育 てに関する最反数等を行った。また、子育で開係動 画を作成し、8本の動画をYouTubeにアップした。 育で情報及び学習機会の提供により、家庭教育環境の 光実が図られた。	12回開催に寄与しる	提供会員の募集周知を積極的に行ったことで、会員 数は1割増-2なった。相互援助の母体となる会員数が えたことで、活動件数も昨年度より多くなり結果、地域における子育 て支援体制の充実に繋がった。	実績はほぼ昨年と同じ機ばいてある。リピーター準 が高いのも扱い、業務していなれて中で十 育て中の親子に、コニコロビサ館が並び機だけでの く交流イベントや子育て苗族等を適して、子青てに不 安や超独を感じる親子の安心できる居場所となっている。	預かり事業を利用することでレッシュも図られたものと考
#業権	令和 6 年度実施状況 (内容や実績など)			放課後、就労等により保護者が家庭にいない児童に対し、 適引な遊び及び生活の場を提供し、それぞれの児童に寄り 添った支援により、児童が心身ともに健康な生活を送れる よう運営した。	家庭教育学習会 参加者数 家庭教育講演会 参加者数 就学前子育で講座 参加者数	[\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	総会員数 543名 おねがい会員数 372名 おわかい会員数 372名 同方公司第 113名 58名 活動件数 1667件	_	急な用事や育児負担の軽減など、子育で家庭の様々なニーズに合わせて、保育所及びニコニコごども館、幼稚園等にまける一時預かりの保育を実施した。 まける一時預かりの保育を実施した。 「実績」 - 時預かり事業 (一般型) の利用延入数:
事業名 重点施策4 子ども・若者支援の充実 (1)子ども・若者の協みの解消への支援・尾場所づくりの推進 放験後、就分等により保護者のいない場響に対 成職後、就分等により保護者のいない場響に対 成職後と対力を理解し、子どもの発達的際に応じた行動 を考え方を理解し、子どもの発達的際に応じた行動 を考え方を理解し、子とたちの発達的際に応じた行動 を表え方を理解し、子とたちの発達的際に応じた行動 を表するのか。家庭教育の大統領を関係が対する事業を (世ます。 をといの権を提供します。 ため、地域のよりによりを選手のを開発を ため、地域のよりにファークが発展を ととにより、地域における子育でサポート体制の整備を ため、地域のよりにファークが表別のながら ため、地域のよりにファークが表別のながら ため、地域のよりにファークが表別のながら ため、地域のよりにファークが表別のながら ため、地域のよりにファークが表別のながら ため、地域のよりにファークが表別のながら ため、地域のよりにファークが表別のながら ため、地域のよりにファークが表別のながら ため、地域のよりにファークが表別のながら ため、地域のよりにファークが表別のながら ため、地域のよりにファークが表別のながら ため、地域のよりにファークが表別を進めま ため、地域のよりにファークが表別を進めま ため、地域のよりにファークが表別を進めま ため、地域のよりに対して発を行います。 まなたースにも を関るため、総合的な子育に支援を行います。 またも をなースにも を関るため、総合的な子育に支援を行います。 とと能、幼稚園等におりる一角がかりの実育を とも能、幼稚園等における一時類かりの実育を 実施します。	令和6年度の実施計画			放課後、就労等により保護者が家庭にいない児童に対し、 適切な遊び及び生活の場を提供し、それぞれの児童に寄り 添った支援により、児童が心身ともに健康な生活を送れる よう運営する。	الا ب ب ب ب		見直しながら、継続して実施する。	孝続き子育で中の親子の安心できる居場所として継続じ実施する。	急な用事や膏児真担の軽減など、子膏で家庭の様々なニーズに合わせて、保育所及びニコニコこども館、幼稚園等における一時預かりの保育を実施する。
事業名 事業名 事業名 がお等によっ若者支援の充実 医場所づくりの推進 (1)子とも・若者の悩みの解消への支援・居場所づくりの推進 (1)子とも・若者の悩みの解消への支援・居場所づくりの推進 が環後児童健全育 し、適切な遊び及び生活の場を提供して児童の こます。 (1)子とも・若者の悩みの解消への支援・居場所づくりの推進 (1) 課金 自成を推進し、放課後児童クラブを運営し こます。 (1) できた (1				ども総務企画課		中央公民館	子育て給付課	子育て給付課	保育課
事業名 (1)子ども・古者(1)子ども・古者(1)子ども・古者(1)子ども・古者(1)子ども・古者(1)子(1)子(1)子(1)子(1)子(1)子(1)子(1)子(1)子(1)子	暑畑無田			L1	教育総務部	教育総務部	IJ	1.)	L1
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	事業機要	•	の悩みの解消への支援・居場所づくりの推進	放課後、就労等により保護者のいない児童に対 10、適切な遊び及び生活の場を提供して児童の 12を言成を推進し、放課後児童クラブを運営し ます。	保護者等が子どもたちの発達段階に応じた行動 や考え方を理解し、子どもたちの確全な人格形 成を図るため、家庭教育に関する学習会等を開催します。		地域における子育でサポート体制の整備を図るため、地域のネットワークの充実を図りながらため、地域のネットワークの充実を図りながら、取り組み、会員同士の相互援助活動を進めます。	「ニコニコごども館」において、子育ての相談、親子の触れ合い、親同士子ども同土の交流を図るため、総合的な子育で支援を行います。	急な用事や育児負担の軽減など、子育て家庭の様々なニーズに合せて、保育所及びニコニコこども能、幼稚園等における一時預かりの保育を実施します。
	業大	4	(1)子ども・若者	放課後児童健全育 成事業 (放課後児 童クラブ)	家庭教育充実事業	家庭教育ふれあい事業	ファニリーサポートセンター事業	こども総合支援センター「ニコニコ アダー「ニコニコ こども館」事業	一時預かり事業
401 Kitt	参梅 赤巾			65	99	29	89	69	70

R6年度 実施状況に関する担当課の評価	教員のICT活用指導力の向上は、児童生徒の多様な学び や主体的な学習の促進につながっている。情報モラル SNI等への適切な関わり方の育成は、いじめ防止や 教予的対策に対策・経験している。 本市の教職員のにT活用指導力は全国及び福島県の平均 より高く、今後も引き続き教職員一人人が自信を 持って児童生徒の指導・支援にあたることができるよう研修機会の光美を図り、目殺予防対策に対	少子化、核家族化、晩婚化等により、身近に支援者が おらず、子育でに不安を抱える家庭に対し、都山市悪 保護児童対策地域協議会における地域ネットワーの よる相談交援を実施することにより、児童虐待の未然 防止ばかりでなく、自殺予防対策にも繋がっている。		子供たちへの薬物に対する正しい知識の普及に 貢献し、薬物乱用の低年齢化防止に寄与した。 なお、R3より実施方法を大幅に変更しており、 それ以前に認定した目標値のため達成率(13%) が低いが、R6予定していた学校は全件実施した ため実施的にほ100%達成。	旧筆生徒が自分事として考えられるよう、掲載する詩やイラストを変更するなど、より児童生徒の人権意識を高め、いいめのない環境つくりを推進するためのリーフレットに改訂することができた。また、本リーフレットを通して、保護者への相談機関を周知することができた。	・当該事業は、重点施策である「子ども・若者 支援の充実」に直結しているものであり、事後 かになった」と回答しており、自殺予防対策に 有効である。
令和 6 年度実施状況 (内容や実績など)	実施計画に基づき、以下のとおり研修講座を実施した。 【教育におけるDX研修】4講座4回 「機務表積型を指揮 「の依務支援ンスする活用調座 8名参加 「の依務支援ンスする活用調座 9名参加 「ロバカ用模業づくり学習会」5講座8回 1 これ参加 1 これを 1 におか 1 においを 1 においを	(*) (日曜相談延べ件数 3.619件 (*) 「ヤンケンー 支援・支援者として大切にしなければいけないこと~」参加者:協議会構成機関の職員等70名 (*) 「日曜年特別に本からなで考える~こどもの実調のため 少・(*) 「4.45 ちがてきること~」 あれちができると~」 (*) 「日本の中間、協議会構成機関職員等 (*) インケン部川にて、啓発グッズ・リーフ (*) 「大等600セット配析 参加者:協議会構成機関の職員等21名		小学校5・6年生を対象に、薬物乱用の危険性・有害性、心与への影響等についての投業を実施した (実施校数5校、受講者265名)。また教室を実施 する関係機関への啓発資材の貸し出しも行った。	いじめ防止指導資料作成委員会を4回開催(2回の 文書開催を含む)し、令和4~6年度の使用状況等 を集約結果を踏まえて、掲載内容等を含めた見直し を行うなど、内容の充実を図った。	令和6年度実施状況 ・市内中学校、2,817名に SOSの出し方教室を開催した。 ・モデル事業として市内小学校(高学年)5 校、 417名にSOSの出し方教室を開催した。
令和6年度の実施計画	前年度の成果や課題を設まえながら、教育におけるDX冊(修、授業におけるICT活用の具体的な授業実践へ向けた ICCT活用授業づくり学習会」、市内各校の適別の要望に 応じた「ICT出前講座」等、ICT活用指導力向上研修の充 実に努める。	○児童相談の実施○児童相談の実施○児童信約所上講演会の実施⑥児童信待が上請源会の実施⑥児童信待が上街頭啓発キャンペーンの実施		多様な薬物乱用防止教室開催のため、各小学校で実 脂する教室への職員派遣、保健所で保有する啓発資 材の貸し出し及び専門家の紹介等により、さらなる 支援の強化を図る。	令和4・5年度の使用状況等を集約しながら、令和6年度にいじめ防止指導資料作成委員会を開催し、 掲載内容等を含め見直しを行い、内容の充実を図っていく。	・市立中学校25校の3年生・義務教育学校2校の9年生を対象に、各学校に臨床心理士を派遣し、命の大切さ・尊が身に、そりのの出した、精神疾患への正しい理解や適切な対方を含む、心の健康の保持に係る教育等を行い、子ども・者の自殺対策を更に推進する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
超票	教育研修センター	こども家庭課	-	保健所総務課	学校教育推進課	保健所保健・感染症課
暑短無日	学校教育部	おおお	強化	牙健福祉部	学校教育部	尔峰福 社部
事業概要	児童生徒の情報活用能力等の資質・能力の尊成とその基盤となる教職員のICT活用指導力の同上をめざし、よりよいネッドフーク環境を使いやすいシステムの構築、コンテンツ等の充実を含めたパンコンやタブレット 端末の利用調子の整備の第一で、一つの東京の大小コンドのアフレット (1980年7) (198	策 児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応を 推進するために、啓発活動等を進めます。	,方に関する教育の実施と教育推進のための連携強化	薬物乱 の低年齢化を防止するため、薬物に対 する正しい知識の普及と乱用防止を図る授業を 行います。	発展生徒の人権意識を高め、いじめのない環境 づくりを推進うするため、リーフレット等によ る啓発を行います。	悩みを抱える時期である中学生相当を対象に、 名学校に臨床心理士を派遣し、命の大切さ・尊 さ・SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や 室 適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育 等を行い、子ども・若者の自殺対策を更に推進 します。
事名	教育のDX推進事	児童虐待防止対策事業	(2)SOSの出し方	子どもの薬物乱用 防止教室実施事業	いじめ防止等啓発事業	SOSの出し方教室
参 卷 赤 마	17	72		73	74	75

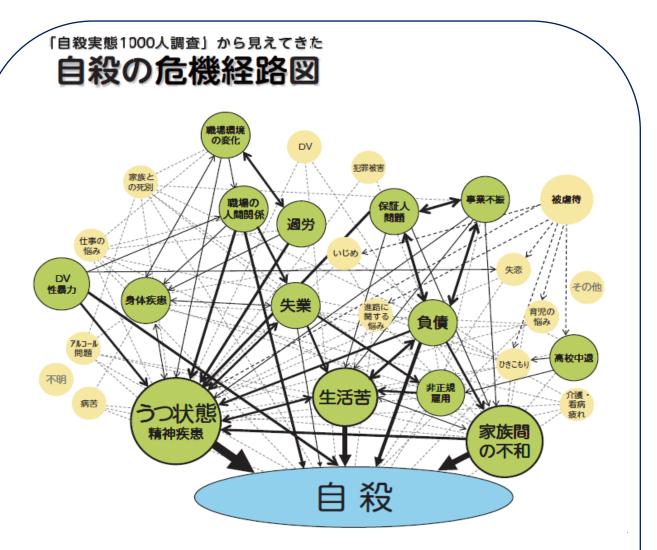
R6年度 実施状況に関する担当課の評価	通級児童仕徒へのカウンセリングやアセスメントをもることに、通報セー人一人の実際に応じた支援の充実を図ることにより、不受較々不適所技能からの指却に、学校の開助と、学校の開助に、当年の開助をしたができた。 保護計劃に対した効果的な支援特がご動る34回実施し、自己清定等・有目標やコミュニケーション能力を高め、参加した児童生徒のエネルギーアップを図ることができた。	大学教授等の専門家から、「不登校の初期・中等期に おける対応について一関係機関との連携の在り方 ー」 「カウンセリングのケース機能(事何研究)」をテー マに、個に応じた対応の仕方や原重生徒、保護者の省 みを解消するためのチーム支援のあり方について指導 を受けることで、共通理解が図られ、自殺の未然防止 等、自殺対策等の推進に効果が得られた。
令和6年度実施状況 (内容や実績など) (内容や実績など) 会 適応指導教室に通級した児童生徒93人のうち、57人が学 校に復帰または一部復帰を果たすことができた。 また、通級生の多くに不登校改善の傾向が見られた。 努		予登校に関する専門家から、「不登校児童生徒への効果的な支援の在り方」「特別な支援を要する児童生徒の理解とな支援の在り方」「カリンセリングのケース機能(第例研究)」をテーマに、個に応じた対応の仕方や児童生徒、特別な支援を要する児童生徒へ対応や保護者の悩みを解消するための支援のあり方について指導を受けることで、共通理解が図られた。
令和6年度の実施計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		学職経験者や医師を講師とした専門性向上のための研修会 を実施(内容「不登戍児童生徒への効果的な支援」「教育 相談の在り方とSCとの連携」「発達爾がいの状態にある 児童生徒の理解と支援の在り方」等)
租票離	総合教育支援セン ター	総合教育支援センター
租票租票	学校教育部	学校教育部
事業概要 事業概要 子どもたちの様々な悩みや問題行動に対して、 教育相談体制を充実させるとともに、直接体験 の機会を提供するなど総合的な支援を行います。		いじめや不登校等の課題や児童生徒の悩み等の 解決のため、スクールカウンセラー及びスクー ルソーシー・カー・バーバーがを配 に関するともに、専門性を高めるための研修を 行います。スクールカンセラーの監備につい は、学校規模や現場のニーズ等に応じて、担当する学校や1日の勤務時間等の周直しを図ります。ます。
車 ※ 本 本 本 本 本 本 子 な が 活 づ 事 事 業 、 と の で り が り の り の り の り の り の り の り の り の り の		スクールカウンセラー配置事業
参梅赤마	76	77

									T
R6年度 実施状況に関する担当課の評価			コロナの5類への移行により、対面による教室が再開 したことから、オンラインでできなかった参加者同士 の情報交換ができるようになるなど、妊婦・子育で世 帯同士の交流ができたことにより、妊婦・産婦の不安 の軽減や、孤立感の解消などが図られている。	を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・性感染症についての躊躇質料を現在の根拠に基づき 修正した。 ・コンドンムを実際に手に取って触るなどして性感染 症は自分に関係があることであると認識してもらうよ うにエ夫した。	講義や専児体験を通して、自分が守られて育ってきたことや、自己・他者ともに大切にすることを考える契 療になっている。	女産婦健康診査の受診により、好産婦、胎児の異常の年期発生、早期治療に対応するものである。健診時にメンタル面の不調や育児不受害に対応することで、出産・育児の不安を軽減する一切となる。	母子家庭等の熱労等の相談を受け、必要な知識を習得させるための支援を行うことで自立に繋がっている。	家事や育児への身体的・精神的な負担の軽減を図ることで自殺予防対策にも繋がっている。
令和 6 年度実施状況 (内容や実績など)			①母親教堂(朱所型)年8回実施。延べ人数322名参加。 ②育児教堂(朱所型)年12回実施。延べ人数840名参加。	(①市内5カ所 (こども家庭課、中央保健センター、南保健センター、社 マンター、北保健センター、西保健センター、ロコーチーネーター (加達師) を配属し、年間を通して妊産婦女様を任うった。 1386年 米所匹べ) 1670年 電話(座べ) 1805年 オンライン(延べ) 22件 他機関連 が 後 (延べ) 317件 合計 5200件 (204子健康手帳交付者に対するセルフプラン作成件数 1734件	・思春期保健專業・性感染症予防事業:年4回実施、合計199名受講した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で長年休止していた が、令和6年度から実施を再開した。	①講義 9校9回実施 678名受講 ②育児体験 12校40回実施 1,097名受講	① 妊婦健康診査 20,468回② 産後 (2週間・1か月) 健康診査 3,064 回	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 ・ は談者数 5 1 5 3 5 人 5 人	①産前・産後ヘルパー派遣事業 257回 ②育児家庭訪問事業 46回
令和6年度の実施計画			①母親教室(來所型)年8回 ②育児教室(來所型)年12回	①妊娠、出産、子育で期にわたる様々なニーズに対して、 市内5か所(こども家庭課、中央保健センター、南保健セ ソター、北保健センター、四保健センター)に配属された コーディネーター(加産師)による相談支援を継続して 随する。 ②母子健康手帳交付者に対してサポートブランを作成し、 の母子健康手帳交付者に対してサポートブランを作成し、 リスクアセスメントを行い、安心した出産・子育てに臨め るように助産師・保健師が継続的に支援していく。	中高専修学校等の生徒等を対象に、性感染症予防の講座を 実施する。	①講義 9校9回 ②肯児体験 12校40回	① 妊婦健康診査 15回/人 ② 産後 (2週間・1か月) 健康診査 2回/人	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 ・相談者数 ・180人子伝 ・8.業者数 15人目標	妊娠・出産期におけるヘルパー派遣に対するニーズは高まっていることから、利用対象者を確前から、産後1年(多まの1942年)以70分配を確に加え、主たる験音者へも拡大し、1時間単位で柔軟に利用ができるように図る。(0底前・産後ヘルパー派遣事業600回)のと前の実験話問事業80回
相宗	-		こども家庭課	こども家庭課	保健所保健・感染・症課	こども家庭課	こども家庭課	こども家庭課	こども家庭課
暑姆無耳			こども部	おもざる	保健福祉部	こども部	いども部	こども部	にども部
事業機	女性支援の充実	- 一ジに合わせた支援の充実	安心して子どもを育てることができる環境をつ てるため、訪問事業を実施します。	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を 行うため、専門コーディネーターを配置し、好 産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括 的な支援を行います。	性や性感染症に関する講座を実施します。	児童、生徒が生命の大切さを実際できるよう、 発達段階に応じた思春期保健講座を開催しま す。	妊産婦の健康保持増進を図るため、妊産婦健康 診査の助成を行い、より安全に妊娠・出産に取 り組める環境を整備します。また新生児聴覚検 査の費用の一部を助成します。	ひとり親家庭の自立を促進するため、靺業に必要な知 職・技術の習得に対する給付金を支続するとともに 民間賃貸任の家賃の支援を養育豊原の決め費用の助 改、さらには、学習支援員を派遣し、子どもの学力向 上や基本的な生活習慣の習得を支援します。	好産帰等の育児や家事の真招を膝減し、心身の健康と 安心して子育てできる環境整備を図るため、ホームへ 上パーの活を行うほか、育児支援が必要な家庭に助 指が今保健高等を派遣し、育児不安の解消、助言・指 導を行います。
₩ 公	重点施策5 女	女性のライフステ	妊娠・出産包括支援事業(こんにちほず事業(こんにちまずがした。 はずちゃん訪問事業)	子育て世代包括支援センター事業	母子健康教育(出前講座)事業	母子健康教育 (思春期) 事業	妊産婦健康診査事業	母子自立支援事業	養育支援訪問事業
参商参与			78	62	80	8	82	83	84

R6年度 実施状況に関する担当課の評価	産後は、身体的にも精神的にも大きく負担がかかり、 海児不安が強い時期である。 かし、核変族化が進み、電子協力は 変歴も増えているため、早期の支援が求められている。 る。本事業は、背児不安の解消化ではなく、産婦に 休養の機会を与えられる事業であり、利用者の不安解 消度も高く、自殺予防対策に繋がる事業である。	①誰もが働きやすい体制の整備や環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を募集・審査・表彰することによって「働きやすい職場」づくりを推進できた。②「古んかく教室」受講により、人権尊重意識、男女共同参画管護が浸透した。	
令和 6 年度実施状況 (内容や実績など)	①産後ショートステイ事業 長 内内医療機関等施設の所で実施 (2) 産後ライケア事業 (3) 産後ライケア事業 (4) 月 98人 成 一関数 115日 市内医療機関等認めら所で実施 (3) 産後アナレーチ事業 (3) 産後アウトレーチ事業 (3) 産後アウトレーチ事業 (3) 利用者アンケート (4) 利用者アンケート (6) (5) (6) (6) (7) (7) (6) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	 ① 郡山市男女共同参画推進事業者表彰事業 …6 者表彰 ② 郡山市男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」(12回) ・メニュー講座9回(878人) ・フリープラン講座3回(478人) 	
令和6年度の実施計画	産後の育児不安の軽減や母体の回復の促進を図るため、産後ケア事業の更なる周別を図る。 後ケア事業の更なる周別を図る。 市内医療機関等階級66所で実施 高を後すイア事業 市内医療機関等階級66所で実施 高を後アイア事業 市内医療機関等施設66所で実施 30種後アフトリーチ事業 市内医療機関等施設65所で実施	①郡山市男女共同参画推進事業者表彰の実施 砂恵山市男女共同参画学習サポトト事業「さんかく教室」 の実施 (「シンフォニー」発行は令和5年度で完了)	
超二	こども家庭課	ダイバーシティ推進課	
暑 姆宗 日	ことも部	市民部	
事業概要 妊娠期から切れ目のない子育で支援の充実を図るた か。参称を指摘にい身を上に今変になりやすい時期 に産後ケア事業(ショートステイ・デイケア)を行い 母体回復や育児不安の軽減を図ります。		市民一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深めるために学習機会の充実を図るとともに、啓発活動や情報提供を行い、家庭や学校、地域、職場等において、市、市民、事業者が一体となって取り組み、「男女共同参画のまち、郡山」の実現を目指します。	
事業 を		男女共同參画推進事業	
参审表示	85	86	

R6年度 実施状況に関する担当課の評価			 ・セーフコミュニテイの認知度について、前回調査より3.5%上昇 U.P. ・1がや報びの予防活動による市民の安全・安心の向上や市民、団体、「不改等の協働による安全・安心なまちづくりの意識の願成に繋がることで自殺予防対策に結び付けた。 			・当該事業は、自發未遂者、自死遺族支援の充実に寄与する内容である。 ・遺族や親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮 し、心理的影響が緩和されるよう、支援の強化をほか る必要がある。
令和 6 年度実施状況 (内容や実績など)			・隔年で実施している地域診断を実施した。 ・セーフコミュニティの認知度の上のため、イベントや出 前講座などの参加やSNSを利用した情報発信を行った。			・郡山市セーフコミュニティ推進協議会 自殺予防対策委 にこって 自死遺族の心情に配慮した広報活動と課題 ・当該事業は、について協議した。 自死遺族の心情に配慮したに報活動と課題 ・当該事業は、通接的定を結んでいるライフリンクの郡山市専用のSNS ・遺族や親族等・自殺等ロシルで、医療機関等「周知啓発を行った。 し、心理的影響・自殺等所対策キャンペーンに、民間団体5団体、42名が「る必要がある。参加した。
令和 6 年度の実施計画			地域診断の実施。 セーフコミュニティ活動支援動画の配信やイベントでの啓 発活動の実施。			・部山市セーフコミュニティ推進協議会 自殺予防対策委員会において、自死遺族の心情に配慮した広報活動と課題について協議する。・福島いのちの電話主催の事業や相談窓口の周知路発すす・福島いのちの電話を含む民間団体活動の把握と連携強化・電力を強化する。を強化する。・10数予防対策キャンペーンに参加できる民間団体を募集する。・10数予防対策キャンペーンに参加できる民間団体を募集する。
群開			セーフコミュニ ティ喋			保健所保健・感染症課
暑姆宗田			市民部			保健福祉部
無機機無	自殺未遂者・自死遺族支援の充実	警察・消防等関係機関・庁内各課との連携	各種統計データーを収集し分析することにより 本市におけるけがや事故の状況を明らかにする ため、隔年で地域診断を実施します。	対する相談・支援の充実		自殺予防を図るため、自殺対策に携わる人材の 育成や自殺予防に関する知識の亜及啓発、相談 体制の強化、家族教室等を継続的に実施すると 業ともに、「生まることの召貼的技術」に係る庁 内外関係機関、セーコニュニティ推進協議会 自殺が策の推進を図ります。
事名	重点施策6 自	(1)医療機関・警	セーフコミュニ ディ推進事業 (地域診断)	(2)自死遺族等に対する相談・	(3)誹謗中傷防止	自殺対策推進事業 (自死遺族支援)
参海赤市			87			88

【参考】 自殺の危機経路図 (自殺に至る可能性の高い経路)



出典:「自殺実態白書 2013」(特定非営利活動法人ライフリンク)

上の図は、特定非営利活動法人ライフリンクが行った自死遺族 1,000 人に対する聞き取り調査の結果から見えてきた自殺の危機経路図(自殺に至る可能性の高い経路)です。

丸の大きさは、自殺に至る要因の発生頻度を表しており、丸が大きいほど自殺に至る要因となる頻度が高くなります。矢印の太さは要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しており、矢印が太いほど因果関係が強くなります。

要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し連鎖しています。自殺で亡くなられた方は、平均して「4 つの要因」が連鎖して自殺に至ったことが分かっています。

また、図以外にも、性別、年代、職業等によって、自殺に至る要因の連鎖に特徴がある 、ことも分かっています。

【郡山市いのち支える行動計画 「自死と自殺」用語の用い方について】

「自死・自殺」の表現によるガイドライン(NPO法人全国自死遺族総合支援センター)の考え方を参考にし、法律の名称や統計用語のほか、「自殺防止」「自殺未遂」等行為を表現する際は「自殺」を使用し、遺族や遺児に関して表現する際は「自死」を使用します。

遺族の心情から、「自殺」を「自死」に言い換えている自治体もありますが、本市においては、若者の自殺が深刻化している状況の中、「自死」にしてしまうと事の重大さが伝わらないという「自死・自殺」の様々な側面を考慮し、使い分けをしております。

人が自らいのちを絶たなければならなかったということは、当事者のみならず遺された周囲 の人々にも、また広く社会全体にとっても、例えようもなく辛く苦しいことです。

また、「自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いという反面、身近な人であっても気づきにくい場合がある」と言われており、遺された人々の悲しみははかりしれず、遺された人々の心情を理解した対応が大切です。

タブー視することなく現実と向き合い、互いに心情を理解し合うこと、誰もが孤立に陥らないよう支え合いと一層の支援策の強化を図ることが重要になっています。

(参考:平成25年NP0法人全国自死遺族総合支援センターガイドライン)

自殺対策リボンとは

自殺対策の啓発活動の一環として、全国スタンダードリボンとなるよう、 2007 年 7 月に仙台市内の街頭キャンペーンよりリリースされました。

「リボン」・・・つながる、結ぶ

「萌黄色」・・・人と人とのつながりの広がり、信頼の芽生え、

生きる力の回復

「ゴールド」・・プライドの回復

◎リボンを身につけていただくことは、自殺予防活動や自死遺族支援活動 を行う気持ちがあるという意思表明になります。



○自殺予防週間・月間等

自殺対策基本法により、毎年9月10日から9月16日は「自殺予防週間」、毎年3月は「自殺対策強化月間」と定められています。

福島県においては、9月と3月の各1か月間を「福島県自殺対策強化月間」と定め、自殺防止のための普及啓発活動に取り組んでいます。

この取り組みにより自殺や心の健康についての理解を深め、偏見をなくすことを目的としており、本市においても、自殺防止のための普及啓発活動に努めます。

9月は、世界自殺予防デー(9月10日)や自殺予防週間(9月10日~16日)を中心として全国的に啓発活動が行われています。

3月は、就職や進学、転勤や転居など、生活環境が大きく変わり、精神的負担が大きくなる時期となります。

○自殺の統計について

以下の統計が発表されます。各統計には、それぞれ下の表にまとめたような特徴があります。

	<u></u>	↓ CD €₩ ₩ ₩ ₩ ₩			
	自殺統計		人口動態統計		
公表 機関	警察庁 警察庁 (厚生労働省が再集計)		厚生労働省		
調査票	自殺	人口動態調査票(死亡票)			
		市区町村			
調査票の	検視または見	医師の死亡診断書に基づき市			
作成者	沢沈みたは先	力で行うた言葉日	区町村が作成。都道府県(保		
		健所)と厚生労働省が審査			
		自殺、他殺、事故死のいずれか			
事務	地本等/死伏発日時川後の	不明の時は自殺以外で処理。死			
手続き	捜査等(死体発見時以後の 判明した時点で自殺統	亡診断書等について作成者から			
一州。	13-73 O 7C=3/M C E14X400	自殺の旨訂正報告がない場合			
		は、自殺に計上しない。			
期間	各年1月~12月				
対象	日本におけるタ	日本国内に居住する日本人			
場所	発見均	住所地(住民票がある市町村)			
計上され	捜査等により自殺	死亡した時点			
る時点		プロロ ひ / たず 3 流			

参照:自殺に関する統計データ整理表/福島県精神保健福祉センター R7.1 を基に郡山市作成

〇自殺死亡率の出し方

【計算式】地域の自殺者数÷人口×100,000

出典:福島県ホームページ「自殺に関わる統計情報(指標の計算方法など」より作成 URL:https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/suicide-statistics.html

郡山市自殺対策基本条例

平成 29 年 6 月 30 日 郡山市条例第 36 号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第8条)
- 第2章 基本的施策 (第9条一第16条)
- 第3章 推進体制 (第17条—第20条)
- 第4章 雑則 (第21条・第22条)

附則

誰もが、心身ともに健康で安心して暮らすことを望んでいる。しかしながら、わが国においては、 毎年、健康問題、経済問題、家庭問題、人間関係等の様々な理由から多くの方が自殺で亡くなってい る。

それは本市においても例外ではなく、日々の生活に不安を感じている多くの市民がいることに加え、 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害の影響等により避難してい る方の孤立等、自殺につながる可能性がある様々な問題を抱えており、自殺対策は重要な課題の一つ となっている。

自殺に至る背景には様々な社会的要因があり、私たち一人ひとりが自ら又は家庭において自殺防止に向けた取り組みを行うことはもとより、自殺を社会全体の問題として捉え、本市の実情に応じた自殺に関する制度の見直し、相談・支援体制の整備等の社会的な取り組みを充実することにより、市民一人ひとりが、自殺に対する関心と理解を深め、誰もが自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自殺が社会問題になっている状況に鑑み、自殺対策についての基本理念を定めることにより、市、事業主、学校等教育機関、市民並びに議会及び議員の責務を明らかにするとともに、自殺対策に関し必要な事項を定め、自殺対策の総合的な推進を図り、市民一人ひとりが、誰も自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 自殺対策は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号。以下「法」という。)第12条に規定する基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を踏まえ、自殺は防ぐことのできる社会的な問題として認識し、実施されなければならない。
- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして、安全・安心なまちづくりと一体となって実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺には多様な社会的要因が背景にあることを踏まえ、単に精神保健的な観点から のみならず、自殺の実態に即して実施されなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に 終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、市、国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に 関する活動を行う民間の団体その他関係する者の相互の密接な連携及び協力の下に実施されなけ

ればならない。

(市の責務)

- 第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、自殺対策について、関係機関との連携のもと、自 殺に関する現状を把握し、本市の状況に応じた施策を策定して実施するものとする。
- 2 市は、市内の自殺に関する状況及び情報について分析するとともに、緊急を要する場合は、速やかに対応するものとする。
- 3 市は、市民の経済的及び精神的な問題等の生活上の悩みに関する相談等について、各種窓口の充 実及び業務の連携により適切に対応するものとする。
- 4 市は、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他 関係する者が実施する自殺対策に関する取り組みを支援するものとする。
- 5 市は、職員等が、心身の健康を保持し職務に従事することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

(事業主の責務)

- 第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、市及び関係機関と連携し、その職場で働く全ての者が心身ともに健康で職務に従事することができるよう、職場環境づくり等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 福祉、医療、教育その他のサービスを提供する事業主は、市及び関係機関と連携し、当該サービスの利用者の心身の健康を保持するために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校等教育機関の責務)

- 第5条 学校等教育機関は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する 正しい理解を深め、市、関係機関、保護者等と連携し、児童生徒及び学生等が心身ともに健康な生 活を送ることができるよう、適切な措置を講ずるものとする。
- 2 学校等教育機関は、いのちの尊さを学ぶ機会を設けるよう努めるとともに、児童生徒及び学生等からの心の迷い等の兆候を見逃すことなく、適切に対処するものとする。
- 3 学校等教育機関は、いじめと自殺の因果関係の有無に十分配慮するとともに、いじめの防止及び 早期発見に努め、いじめの対策に万全を期するものとする。
- 4 学校等教育機関は、市及び関係機関と連携し、教職員等が心身ともに健康で職務に従事することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

(議会及び議員の責務)

- 第7条 議会は、自殺対策に関する市の施策が効果的に推進されるよう調査するとともに、評価を行い、必要に応じ、提言を行うものとする。
- 2 議員は、自らが自殺対策の担い手としての自覚を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、 自殺対策に積極的に取り組むものとする。

(名誉及び心情並びに生活の平穏への配慮)

第8条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者並びにそれらの親族を含む周囲の人々の名誉及び心情並びに生活の平穏に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

第2章 基本的施策

(調査研究の推進等)

第9条 市は、自殺対策に係る調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(市民の理解の増進)

第 10 条 市は、教育活動、広報活動等を通じ、自殺の防止等自殺に関する諸問題への市民の理解を 深め、市民一人ひとりが自殺対策の担い手となるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第 11 条 市は、自殺対策を推進するため、関係団体等との連携協力を図りながら、人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康保持及び自殺発生回避の相談体制等)

第 12 条 市は、職域、学校等教育機関、地域等において、市民の心の健康の保持及び増進並びに自 殺の発生を回避するための相談を受けることができる体制の整備及び充実を図るため、必要な施策 を講ずるものとする。

(医療提供の体制整備)

第 13 条 市は、心の健康保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者の早期発見に努めるとともに、必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、医療機関等との適切な連携の確保等の施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等への支援)

第 14 条 市は、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者が、自殺を図ることのないよう、自殺未遂者 等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自死遺族等への支援)

第 15 条 市は、自死遺族又は自殺未遂者の親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮し、その深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体等への支援等)

第 16 条 市は、自殺対策に取り組んでいる民間団体等が継続的に事業の展開を図ることができるよう、各団体等の実情に応じた支援等を行うよう努めるものとする。

第3章 推進体制

(計画の策定)

第 17 条 市は、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、法第 13 条第 2 項の規定に基づき、計画を策定するものとする。

(推進組織の設置)

第 18 条 市は、自殺対策を効率的、効果的に実施するため、推進組織を設置するものとする。 (財政上の措置等)

第 19 条 市は、この条例の目的を達成するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものと する。

(報告及び公表)

第 20 条 市は、毎年、自殺対策に関する計画について評価を行い、市における自殺の概要及び施策の実施状況を議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

第4章 雑則

(条例の見直し)

第21条 この条例は、自殺対策の運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価

した上で、必要に応じて見直しを行うものとする。 (委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この条例は、平成29年9月10日から施行する。

郡山市自殺対策推進庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 郡山市自殺対策基本条例(平成 29 年郡山市条例第 36 号)第 18 条の規定に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、郡山市自殺対策推進庁内委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 自殺対策の推進に関すること。
 - (2) 自殺対策計画の策定及び見直しに関すること。
 - (3) その他自殺対策に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長には保健所次長、副会長には保健・感染症課長をもって充てる。
- 3 委員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会長は、必要に応じ委員以外の市職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉部保健所保健・感染症課において処理する。

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

部局	職名
総務部	総務法務課長
	職員厚生課長
政策開発部	広聴広報課長
税務部	市民税課長
	収納課長
市民部	市民・NPO活動推進課長
	ダイバーシティ推進課長
	国民健康保険課長
	セーフコミュニティ課長
保健福祉部	保健福祉総務課長
	生活支援課長
	障がい福祉課長
	健康長寿課長
	地域包括ケア推進課長
	保健所総務課長
	保健所健康政策課長
	保健所健康づくり課長
こども部	こども総務企画課長
	子育て給付課長
	こども家庭課長
	保育課長
農商工部	産業雇用政策課長
建設構想部	住宅政策課長
教育委員会事務局教育総務部	生涯学習課長
	中央公民館長
教育委員会事務局学校教育部	学校管理課長
	学校教育推進課長
	総合教育支援センター所長
	1
	教育研修センター所長